

第一百一回 参議院大蔵委員会 會議録第六号

昭和五十九年三月二十八日(水曜日) 午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 伊江 朝雄君  
理事 岩崎 純三君  
大坪健一郎君  
藤井 孝男君  
竹田 四郎君  
塩出 啓典君

委員

梶木 又三君  
倉田 寛之君  
竹山 裕君  
中村 太郎君  
福岡日出磨君  
藤井 裕久君  
藤野 賢二君  
宮島 澁君  
矢野俊比古君  
吉川 博君  
鶴山 篤君  
鈴木 和美君  
丸谷 金保君  
鈴木 一弘君  
多田 省吾君  
近藤 忠孝君  
栗林 卓司君  
青木 茂君  
野末 陳平君  
井上 裕君  
水野 勝君  
大山 綱明君

政府委員

大蔵政務次官 井上 裕君  
大蔵大臣官房審議官 水野 勝君  
大蔵大臣官房審議官 大山 綱明君

事務局側

常任委員会専門員 河内 裕君

参考人

日本酒造組合中央会企画委員会委員長 辻 弥兵衛君  
ビール酒造組合専務理事 都島 惟男君  
主婦連合会事務局長 清水 鳩子君  
代理 税制調査会会長 木下 和夫君  
日本税理士会連合会顧問 武田 亨君  
日本弁護士連合会事務総長 樋口 俊二君

○租税及び金融等に関する調査 (昭和五十九年度の税制改正に関する件)

○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

租税及び金融等に関する調査のうち、昭和五十九年度の税制改正に関する件を議題といたします。

本日はお手元に配付の参考人名簿のとおり六名の参考人の方々をお招きいたしております。

まず午前中に三名の方々から、午後三時三名の方々から御意見を聴取いたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、御多忙中のところ、本委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

委員を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

て、今後の審査の参考にいたしたいと存じておりますが、これより参考人の方々から御意見を述べ願うことにいたしました。議事の進行上、最初に参考人の方々からお一人十分程度で御意見を述べいただきます。その後、委員の質疑にお答えいただく方法を進めてまいりたいと存じますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。

○参考人(辻弥兵衛君) 私は、ただいま御紹介いただきました岡山県におきまして清酒製造業を経営しております。

本日、参議院大蔵委員会におきまして参考人として清酒に関し意見を申し上げる機会をお与えいただきまして誠にありがとうございます。

まず、今回の酒税法等の一部を改正する法律案につきまして、その後で、清酒業界の当面する二、三の問題につきましてそれぞれ私見を申し上げ、国会の諸先生方の御理解と御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

酒税の税率の引き上げにつきましては、清酒製造業者の立場から判断いたしました。今回の増税が国の財政再建のため、かつまた所得税減税の財源調達のためとられたやむを得ない措置であること、そしてまた税率の引き上げ幅につきましては、清酒製造業の特殊性、つまり第一には需要の長期停滞ないし減退傾向にありますこと、第二には原料米が国際価格に比し極めて高い国内産米に専ら使用していること、第三には全国二千六百余の業者の中、その九九・六%は中小零細企業者であるという産業構造上の問題などを、御配慮いただいております。

また大変ありがたく存じておりますが、今日の酒類業界、なかんずく私どもの清酒業界を取り巻く環境は極めて深刻な様相を示しております。

今回の税率の引き上げが我が業界に与える影響は、過去何回か行われました増税のいずれの場合に比較しても格段に厳しいものであらうことを憂慮いたしております。

私どもの清酒業界は、昭和五十二年度の移出数量百六十七万キロリッター、約九百二十五万石でございますが、それをピークに、昭和五十七年度におきましては、百五十一万キロリッター、約八百三十七万石でございますが、そこまで落ち込んでおります。回復のめどが立たないまま苦悩を続けておるのが実態でございます。

このような清酒需要の低迷をもたらした原因は、基本的には私どもの努力不足というわけでありまして、業界全体として最近における消費者ニーズの多様化、嗜好の変化に適切に対応することができなかったことによるものであります。同時にまた製造コストの七〇%を占めております原料米が極めて高いことなどの特殊性があり、他の種類の酒類に比較しまして、相対価格が常に高い水準にあることが大きく影響いたしております。

しかも、このように需要が低迷する中で、特級、一級などのいわゆる高級酒に対する割高感より、中小メーカーはもろもろのこと、大メーカーさえもがいわゆる下方志向を強め、特・一級酒の減少、二級酒の増加というパターンが漸次鮮明となっておりまして、さらにこの二級酒の中で価格の下方展開が市場における安値競争を誘発するようになり、市場安定とはほど遠い極めて深刻な情勢に立ち至っているように思われるのでございます。

このような情勢の中で迎える増税でございますので、果たして増税分を酒の価格への転嫁が可能かどうか大変に心配をいたしております。このように大変な事情を十分に御理解いただき格別の温い御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

上げる次第でございます。

次に、今回の増税に関連いたしました、清酒業界が当面いたしております課題につきまして若干の私見を申し述べたいと存じます。

第一に、前昭和五十六年第九十四国会におきまして、衆参両院の附帯決議に基づきまして中央酒類審議会に清酒部会が設けられました。同部会は昨年の五月、「清酒産業の今後のあり方について」の発展のための中間報告」を発表されました。この中間報告によりまして、私も清酒業界の今後向かうべき方向が明示されたものと理解をいたしております。それを受けていわゆる第四次近代化構造改善事業の作業が来る六月の大臣への承認申請を目指して鋭意続けられておるわけでございますが、今回さらに近代化事業基金制度の創設と、その基金の貸し付けに関する清酒業安定法の改正等、我が業界に對しす支援政策が、現下の極めて厳しい財政事情のもとであって配慮されておりますことに対しまして、私どもは心から感謝を申し上げますとともに、何ともしも今回の近代化構造改善事業を成功させまして、増税の壁を乗り越えて清酒産業の新たな飛躍へ向けて決意を固めておる次第でございます。

第二に、酒税制度の部分改正について申し上げます。今回の改正案によりまして、基準アルコール度数を十五度一本とし齊一化、簡素化されておる点、第二に減算税率の適用されるアルコール度数の下限が十度から八度に引き下げられている点、これらいずれも最近の消費者の需要動向であります。いわゆる低アルコール志向に對して清酒業界の製品の多角化戦略や新製品の多様な展開を容易にすることが期待され、大変タイムリーな改正であると感じております。

以上は御礼でございますが、あとの二つはお願いでございます。

その第一は、何と申ししても、原料米の問題でございます。先にも申し上げたように、私ども清酒メーカーは国際価格の三倍以上と言われる

国内産米を使用せざるを得ない宿命を背負っております。他の酒類が海外より比較的安価な原料の輸入によりメリットを享受しておられるのに比べて大変不利を甘受いたしております。私どもは今日日本の農業政策について云々するつもりは毛頭ございませんが、せめて他用途利用米の對象にお認めいただきますように、そしてさらに一歩進めて、工業用米制度の創設にまで前進していただきたいのでございます。

このことは政治的な対応によらなければ実現をいたしません。ぜひとも国会の先生方の格別の御理解と御高配を懇請申し上げる次第でございます。

次に、清酒市場の安定対策についてでございます。さきにも触れましたように、現在の酒類市場は極めて憂慮すべき事態に立ち至っております。本来、市場安定の問題は、個々の業者のモラルの問題と言われており、そのことも十分承知いたしております。今日の状態はもはや放置できないところまで来ているように思われるわけでございます。酒類の価格は現在自由価格ではあります。重要な担税物資であるという特殊性よりも、一般の商品と同じように考えることはいかげなものかと存じます。産業政策と禁政策との調整はあらゆる産業におきまして極めて難しい問題だと思っております。酒類行政の場合にはもう少し行政指導を強化していただきますようお願いをいたしたのであります。このことは、長期的に見て、業界の安定と良質の酒類を安定した価格で供給できるといふ意味におきまして、消費者利益にもつながるものと私どもは確信をいたしております。

以上、二つをお願い申し上げます。私の発言を終わります。御清聴ありがとうございました。

○委員長(伊江朝雄君) どうもありがとうございました。

次に、都島参考人をお願いいたします。

○参考人(都島惟男君) ビール酒造組合専務理事をいたしております都島でございます。

日ごろからビールを先方に御愛飲いただいておりますこと、あるいは業界に對して御理解、御支援、御指導をいただいたたいしておりますことを初めに厚く御礼申し上げます。

ビール酒造組合は、昭和二十八年に、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、いわゆる酒団法と言われる法律に基づいて設立されました。国内ビール生産者の団体でございますが、現在国内のビール会社は六社でございますが、そのうちの五社、ブランドとしては四つでございます。五社の五社で国内で消費されますビールのほぼ九九％を調達しているわけでございます。その業界を代表いたしました。以下、今回の税制改正案に對する意見を中心に若干見解を陳述させていただきます。

初めに、わざわざ申し上げるまでもないと思っておりますが、ビールという品物そのものでございますけれども、麦芽ですとかホップですとか、あるいは米ですとか、そういったものを原料といたしまして、酒税法上酒類という中に入っておりますわけでございます。酒類の非常に少ない、のどろきをとめるということで止酒飲料という言葉を使っておりますが、止酒飲料という言葉で、コミュニケーションを促進させるとか、あすへの活力の源になるとか、そういったようなことで国民生活のいわば潤滑油のような役割を果たしている、半ば生活必需品と言ってもいい商品に現在なっておりますかと思っております。

現在、日本で消費されます酒の約六七％がビールでございます。またその飲まれ方も、所得階層によって多い少ないというその差が余りございません。まんべんなくあらゆる階層によって飲んでいる状況に現在なっております。

そのビールの消費動向でございますが、戦後の混乱期がおさまりました三十年代以降をとってみますと、昭和三十年代は、高度成長の波に乗りま

して、年の平均伸び率が一七％という高い伸びを記録しております。それが、昭和四十年に戦後初めて前年比割れという状態が起りまして、以後四十年代は、年平均の伸び率が七％というふうな鈍化してまいりました。御承知の四十八年、オイルショックがございまして、四十九年に大幅な減少をいたしました。その後激しい乱高下を繰り返しながら五十年代に入りまして、五十年代は、昨年度までの年平均の伸び率が三％ということで、言ってみれば成熟期あるいは低成長の時代になっております。

特に近年の傾向としまして、酒全体が伸び悩んでおります中で酒類の間の競争が激しくなっております。景気が不振であるとか、あるいは可処分所得が伸び悩むといったような状況の中で、低い税率の酒の伸びが顕著になってまいりまして、ビールは大体伸びて、他酒類を食って伸びてきていっている感じがございました。ビールでございますけれども、五十七年から、例えば首都圏で一人当たりのビール消費量が減少に転じているというふうなことで、かなりそういう酒類間の競争の影響を受けているのが実情でございます。

そのビールの価格でございますけれども、先ほど申し上げました高度成長期に、設備の増設、革新、拡充といったことを行いまして、スケールメリットを獲得いたしました。これは四十年代以降の安定成長期に入りまして、合理化投資あるいは省力化投資というふうなことで、経営努力を重ねまして価格の安定に努めてきたわけでございます。

その結果、昭和四十年を一〇〇としたとしまして、昨年度の価格について一般と比較してみますと、五十八年度の消費者物価指数の総合が三三九、同じく食料品が三四三でございますが、ビールの標準小売価格は二三八、生産者価格で二〇九というふうな状況でかなり低目になっているというところが言えます。

ただ、これも五十年代に入りますと、合理化、省力化によって原価低減という、そういう努力も

よりやく限界に近づいてまいりまして、これに原  
材料費あるいは物流費等の上昇、それから割高な  
国産ビール麦の使用比率が上がって来るといった  
ようなことのために価格の改定を余儀なくされる  
ことが多くなりまして、五十年以降現在まで既に  
三回の価格改定をさせていただいております。こ  
れに加えて、増税も相次いで起こりまして、  
五十年代、今日まで既に三回の増税がございま  
す。ことが四回目ということになるわけでござ  
います。そんなことが重なりました結果、ビール  
の割安感も近年は失なわれてきているように感じ  
ております。

それを数字で申し上げますと、先ほど四十年を  
一〇〇としたものを五十年を一〇〇ということに  
置きかえて、五十年代の中の伸びを比較いたし  
ますと、消費者物価指数の総合が一五〇、食料品  
一四三、これに対してビールの標準小売価格は一  
五八でございまして、平均よりちょっと多いとい  
う感じになってまいりました。その中の生産者価格  
で見ますと一六二とさらに上の数字になります  
し、生産者価格の過半を占めます酒税だけを見ま  
すと、一八九とかなり高い数字になっているわけ  
でございまして。

その税金でございすけれども、現在、大瓶一  
本当たりの方がわかりやすいと思っておりますが、二百  
八十五円という標準的な小売価格のうちの百二十  
六円六十六銭がビール税でございまして。税負担率  
で申し上げますと、四四・四％ということになり  
ます。外国と比較すると、単純には比較しにくい  
要素が幾つかございすんですが、世界の先進諸  
国の中で、例えばアメリカが一〇・〇％とか、西  
ドイツ、フランスで一七・一％とか、イギリスで  
三二・五％とか、ヨーロッパ諸国は付加価値税を  
加算した上での数字でございすんですが、そういつた  
ものに比べて日本は非常に高いということが言え  
るかと思ひます。

それから国内の比較でも、一般の物品——一般  
といひましても特に奢侈品と言われるような物品  
と比べましても、例えばミンクのコートあるいは

ダイヤの指輪が一三％といったようなものに比べ  
ましてかなり高い。

しかし、酒は致辭飲料であるから、他の物品より  
は高い税を課して消費を適正水準に抑えようとい  
う考え方もございす。そういうベースに立つてみ  
ますと、それがアルコール一度当たりの税負担  
はどうであるかというところになりまして、これは  
他酒類の話は私はするあれじゃございせんが、  
酒類間の比較をいたしましても、ビールは最も高  
いところになっておるわけにございす。

そういうところで、業界といたしましては、長  
年にわたりました酒税負担の軽減を関係各方面に  
お願いをしておるわけにございす。

そういう中で今回の税制改正というところで  
ございすんですが、これまでそういう税負担の軽減を  
願ひしてきておりました立場からしますと、本  
当は、どんな増税であろうとももちろん見送って  
いたいただきたい、特定の税を繰り返し引き上げて  
いくという蔵入調達の方法はぜひとも再検討を願  
ひしたいというのが本音でございす。仮に酒類  
へのある程度の高課ということがやむを得ないと  
しましても、その負担増にもおのずから限界があ  
るといふふうに考えまして、現在の案に即して申  
し上げますならば、先ほど申し上げましたような  
近年の消費動向あるいは値ごろ感の推移といった  
ことからしまして、需要の減退を強く憂えて  
いるところをございす。また、そういう税負担の増  
加というものは、最終的に消費者にお願ひをするこ  
とになるわけにございすので、消費生活への影  
響という面からしまして、慎重な配慮が必要で  
はないかというふうに感じておる次第でございま  
す。国民生活にかかわります国家財政上の要請と  
いうことで、国家的見地から、ほかの多くの税目  
とともに酒類にも負担の増加が求められるという  
ことでありまして、ビールも担税物資、財政物資  
としまして応分の負担は引き受けざるを得ないか  
なというふうにも考えますけれども、先ほど申し  
上げましたような事情がございまして、消費への  
影響につきましても従来に強く懸念をしておる

というのが表情でございす。  
また、前回、五十六年の増税の際に国会の決議  
がございまして、それに基づきまして酒税問題懇  
談会が設置されました。そこで一定の方向が提示  
されておりましたこと、あるいは政府の税制調査会  
におきまして中長期的な一つの方向が提示されて  
おる、そういう中に出ております酒類間の税負  
担格差の是正といったことがございす。今回  
の増税案の中でその一歩が踏み出されているとい  
うお話しもございすのですが、私どもの方から見  
ますと、税負担率の格差がむしろ拡大している面  
もあるように思ひます。また増税が小売価格に  
どう反映するかというその度合いからしまして  
も、ビールは極めて大きい方のグループに入っ  
ているというふうなことでなかなか厳しいという  
ふうに受けとめておるわけにございす。  
以上くどくどと申し上げましたが、既に問題は  
国政の問題ということで審議の場に出ているわけ  
でございまして、私も一業界の立場とか利害を  
超えるところに既に来ていると思ひます。しかし  
ながら、現在約一兆円の酒税を調達しております  
ビール業界の実情ということをぜひとも酌み取  
りいただきまして御審議をお願いしたいという  
ふうにお願ひしております。  
どうも失礼しました。

○委員長(伊江朝雄君) どうもありがとうございます。  
では次に、清水参考人にお願ひしたいと思ひま  
す。

○参考人(清水鳩子君) ただいま御紹介いただき  
ました主婦連合会の事務局長の清水でございす。  
きょうは酒税、物品税、石油税、この三つの間接  
税につきましても主に暮らしとの関連で意見を申し  
上げてみたいと思ひます。  
臨調、税調の答申を拝見しますと、間接税と直  
接税の直間比率の見直しということが基本的にあ  
るわけにございすけれども、これらの間接税と  
いうものは、私にはかねがねから、見えない税金、  
どのくらいの税率を消費者が負担しているのか、

それからのどのくらいの税率がアップされているの  
かということが非常にわかりにくい税金、このわ  
かりにくい税金に今度のわずかばかりの所得税減  
税の財源探しを充てるということに対しては、一  
消費者として基本的な納得できない点でございま  
す。今も参考人の御意見にもございす。便乗値  
上げ、波及的な値上げなどを考えますと、一〇〇  
％以上の負担を末端の消費者がしょっていかんけ  
ればいけない、もう悪税中の悪税じゃないかとい  
うふうにお願ひしております。

そういう意味で、皆様方にちょっと暮らし向き  
が一体どういふふうになつておるかとということ  
を、最近の厚生省の発表にございす五十八年  
国民生活実態調査から申し上げてみたいと思ひま  
す。私たち消費者団体も、税金の負担が暮らしを  
どういふふうに圧迫しているかということにつ  
いては、いろんなレベルで数字を持っておりま  
すけれども、むしろこの場合には政府の発表された数  
字の方が適切かと思ひまして引用させていただきます  
と思ひます。

五十七年の一世帯当たりの年間平均所得金額は  
四百四十四万四千円、前年よりも十四万七千円  
ふえておりますけれども、この増加率は三・四％  
で、過去十年最低でございす。これくらいに私  
たちの生活の実態というものは、外目には非常に豊  
かなように見えますけれども、税とか社会負担、  
それから各種の公共的料金の負担で非常に苦境に  
陥つておるというところを数字が明らかにしてい  
ると思ひます。そして間接税の特徴でございす、  
いわゆる所得の低い者に対してより痛みが強いと  
いう一つの象徴といたしまして、この調査では全  
世帯の半数は年間所得が三百八十万以下だとい  
うふうに示しております。また、これからは高齢化  
社会に向かひまして、年金と恩給だけで生活する  
人が非常にふえてくるわけにございすけれども、  
間接税はこれらの限られた所得の中で暮らす  
者にとつては最大の痛みを持つものでございす  
けれども、この調査によりまして、年金と恩給だ

第五部 大蔵委員会会議録第六号 昭和五十九年三月二十八日【参議院】

けて生活しているお年寄りの世帯というのは、前年の三二・八%から、五十八年は六%ふえまして三八・八%になっているわけでございます。これらの傾向はこれからますます強くなると思えます。これらで、間接税とそれから暮らしの中への影響というものをもう少し配慮した財源探しというものをぜひひいていただきたかったというふうに思います。

これから幾つか例を挙げまして、間接税がどういう問題点を持っているかということをお話しして整理して申し上げてみたいと思えます。今申し上げましたのが第一点でございます。第二点は、今も申し上げたように、間接税の低所得者に重い負担を強いるというところは、これは税の応能負担という原則を切り崩していくのではないかと。一体どこに歯止めがかかるのか。私どもが見ている限りでは間接税に財源を求めるといふ今の政府のやり方は、どうも応能負担の原則を限りなく崩していくのではないかと非常に大きな危惧を抱いております。

次に、第三点でございますけれども、間接税中心の租税体系への移行というのは、これは今私たちが本当に願っております。真の不公平税制の是正というものは、本来自由価格で競争が行われているというところで消費者のメリットがあるわけですが、取りやすいところから取るというふうな税の体系をここでつくっていくのではないかと非常に思っています。

次に申し上げますのは、どうも今の物品税の徴収の仕方、それから大衆消費者が生活の苦しい中で安い酒をとるところに一番重い税金をかけるというこの酒税の発想は、今までの散発的な消費税の網の目を一つずつ取り崩していきまして、税調の答申にもうたっておりますけれども、今の税率の低いところ、そしてよく売れているものに対して積極的に税金をかけるべきであるという、その税調の答申をそのまま安易にここに取り込んでおるといふふうに思っています。

税調の答申というのは、これからのあるべき税制の一つの答申の姿だというふうには私も思いますが、それなりに参考にしなければいけないところもたくさんあると思えます。この税調の答申を行政の政府なり国会がそのまま取り入れるというところは、余りにも政治というものの、国民全体の生活を配慮した政治という視点が欠けておるといふふうには思っています。

このように間接税の増徴傾向というのは、行く行くは既成事実をつくりながら大型間接税、一般消費税の導入というものをしやすくするというか、むしろ既成事実をつくらせておいて、その制の体系の中に移行するのではないかと。いろいろなことで、これはむしろ当面する暮らし以上に私たちの目から見ると非常に心配の点でございます。

それから具体的に最後に申し上げたいのですが、これも、この税率のアップ分というものが一〇〇%消費者段階に転嫁されるわけですが、その間接税を上げた場合に、便乗値上げとか、それから関連するほかの商品への価格転嫁というものは一体どこでだれが責任持ってやってくれるのかというところなんです。今度新しく石油税の対象に入りましたLPGを一例にとりましても、私たちが、都市ガスなどと違っていて、このLPGガスというものは、本来自由価格で競争が行われているというところで消費者のメリットがあるわけですが、法律改正によりましてメーター制が導入されて、そして安全確保という観点から、ボンベから元栓までは業者の責任、それから元栓から家庭の中における責任は消費者というふうな安全の上から責任が非常に重なりと線引きされたわけなんです。そこで、計量器が取りつけられることが半ば義務づけられておられますために、本来自由競争であるべきプロパンガスの価格が、今や全く協調的値上げと、それから非常にカルテル的な体質が強くなりまして、もう自由価格ではないような実態がそこに生まれておられます。そこに今度の石油税が一・二%、プロパンで約五百億ぐらいの増収を見込んでおられるというふうには伺いましたけれども、そういうふうにはいたしませんと、自由競争であるべきプロパンガスというもののカルテル的な業

界の体質の中の便乗値上げ、他への波及効果というのとはどこでだれが一体チェックできるのかという問題が、この間接税の中には潜んでいるのではないかと思っています。

それから酒税についても全く同じでございます。私たちが今家庭生活を見ましても、日本人というのはそんなにむちゃくちゃな酒の飲み方もしておりません。私のような主婦の立場から言えれば、酒税の値上げというものはむしろ賛成して、お酒なんかうんと高くしたほうが家庭でのアルコール消費は減るんじゃないかと。いろいろな意見も一方にはございますけれども、私たちの暮らしの中から見ると、今のお酒の飲み方というのは非常につましいです。主婦も外で酒を飲まれるよりは家族と一緒に酒を飲もう、少しでも安いお酒を買ってきて飲もうというふうな中で、諸外国のようにアルコール中毒で社会問題が起こっているというところはないと思えます。そういう意味で、非常に大衆的な消費財だということに思いますが、それが一体税金で幾ら払っているのかということが今の酒の表示の中では一切わからないわけなんです。

生活協同組合で売っておりますお酒はちゃんと原材料表示をして、そしてウイスキーなんかですと原酒が何%入っているのか、そしてこのお酒はいつつくられたもので税率はどれだけかということが明記してあるわけですが、そのほかのお酒というものはそういう税率の表示がないわけなんです。これだけ間接税が一般消費財の中にどんどんどんどん入ってくるといふ既成事実の中では、私どもは間接税の表示ということについても、これはぜひ今度の御審議の中で深刻に討論していただきたいし、ぜひ、間接税の表示というところで一般の納税者も、税の痛みというものをよくわかって、そしてその税金の使い方について一つの意見を持つておられるというふうな情報を明らかにしていただきたいというふうに思っています。

非常に取りとめの悪いことを申し上げましたので、私どもが申し上げたいのは、一つは今の暮らし向きが非常に窮屈になっていること、公共料金を初め社会負担の増加も明らかで、間接税という見えない税金でこれ以上国民の懐を苦しめないでいただきたいということが第一点でございます。そして今度の間接税の導入を見ておきますと、どうも私たちは一般消費税の導入と大型間接税の導入のステップであって、そのための既成事実づくりではないかと、そのために一つの税の体系というものが非常に国民生活から遠く離れていくというふうに思っております。ぜひ先生方の暮らしへの御配慮の上での御審議をお願いしたいと思います。

○委員長(伊江朝雄君) どうもありがとうございます。以上で参考人の御意見の陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○丸谷金保君 最初に辻さんにお願いたしたす。ちょっと最初気になったのは、今回の税の値上げはやむを得ないとおっしゃっていますね。そうすると、日本酒の業界としてはこれは仕方がないというところで肯定をしているわけですね。これが一つ。

それから中小零細企業が九九・六%、私の間違いかもしれませんが、そうすると大企業と言われるようなものはほとんどない。この仕分けをどこでしているか、大企業と言われるものと中小零細企業というものとを区別を。

それから百五十八万キロリットルと落ち込んでおります。これはよくわかるんですが、落ち込みの原因、これがどうもいま一つ業界としての内部的な反省というか詰め、こういうものが欠けておいて、専ら外部の嗜好の多様化とか、そういうふうな原因を求めておられるようなんですが、業界内部にもいろいろこういう問題もあって落ち込みの原因になったというふうなことでお気づきの点があったらそれをひとつお話しいただきたい。私は外部の要因だけじゃないと思っております。日本

酒が大変ましくなったという声は至るところで聞かれますね、原料米の問題から何から。そういう点で非常に問題があるかと思うんですが、そういう内部的な要因についての御説明がなかった中で、それができたらひとつぜひお聞かせをいただきたいと思う次第でございます。

それからもう一つ、これ特に日本酒が一番多いんですけれど、リベートの問題ですね、これについては中央会としてはどのような対応をやったか、また実効が実際に上がっているのかどうかということ。

以上四点、ひとつ。

○参考人(辻弥兵衛君) ただいまの丸谷先生の御質問にお答えしたいと思っております。

まず最初に第一点の増税を是認しておるか、ということでございますが、これは是認するかと先ほど申し上げましたように、現在の我が国の財政が極めて窮乏いたしております。私も我が国の後継の者にこの莫大な国家の債務を引き継がせるといふことは忍びない、どこかで歯どめをしなければならぬというところは、現在の世代に生きておる国民として、当然考えなきやならないと思っております。臨調のいろいろな、先ほどもお話ございましたが、いわゆる歳出の削減であるとか、いろいろな問題についてさらに努力を私どももしなきやなりませんし、また国、県、地方自治体挙げて取り組まなきやならないのでございますけれども、そういうような国の財政再建のため、また今回行われる所得税の減税の見返りの財源調達というふうな点から考えられまして、ぎりぎりの線で、先ほど清水参考人からもお話がありましたように、取りやすいところから取るとか、いろんな御意見はあろうかと思っておりますけれども、私どもはあの程度やむを得ない措置だというふうに……

○丸谷金保君 是認している。

○参考人(辻弥兵衛君) 是認というよりも、やむを得ないというふうな覚悟させられておるなあというふうな理解しておるわけでございます、決してこれが当然だというふうな考えでおるわけはございませんので、その点ひとつ御理解いただきたいと思っております。

それから先ほど御指摘ありました私どもの業界構造の九・六％と申しますのは、先生も御承知のように、中小企業というの概念的に、我々製造業の場合には、資本金一億円以下、従業員三百人以下というふうな、そのいずれかの条件を満たせば中小企業ということに一応なっておりますわけでありませぬ。その業種業態によって、またいろんな別のあれもございませぬが、大体においてそういうことになっておると思っております。したがって、私どもの二千六百業者の中で、極端な場合は資本金は一千万とか五千万とかいうふうな金額であつて、五百人、六百人使っておられる、私どもの常識的な観点から言えば中堅あるいは大企業だと思われる方々も、定義の面では中小企業に入るわけでございます。したがって、はつきりした数字は私ここで記憶いたしておりますが、現在二千六百の中のいわゆる大企業と言われる方は二十者足らずではないかと思っております。いわゆる中小企業に入らないという意味でその方は二十者ぐらいいないかと、かように理解をいたしております。

それから三番目の、清酒の需要の落ち込みに対する内部的な原因というの、私どもも大変お答えにくいと思っておりますが、残念な、私どもも十分平素から反省をいたしておるわけでございます。清酒業の低迷の原因は、申し上げましたように、最近におきます消費者ニーズの多様化、個性化といったようなものに敏感適切に私どもが対応をしようしなかつたということによるものでありますけれども、そのことが先生御指摘のように、日本酒がましくなったというふうな消費者の御指摘というものが我々の技術の向上に対する努力不足というところであるならば、確かにそういう点も反省をいたしております。現在品質の向上には鋭意私どもとしては努力をいたしておるのでございますが、しかし二千六百業者の中にはそういう点で

まだそうした努力の十分でない業者がたくさんおるといふことによりまして、そうした消費者からの厳しい御批判をいただいておりますが、これは私ども承知をいたしております。

また、先ほど申し上げましたように、私どものそうした内部的な要因は、製造コストの面におきまして相対価格が非常に高い、むしろこのことが他の種類の酒に比べて清酒というものがいかにも割高であるといったようなことで、そうした相対価格の高水準を解決できないというところにも、清酒に対する需要が伸びない大きな原因があるんじゃないだろうか。今先生が御指摘になりましたような内部的な要因のあることも十分承知いたしておりますし、それらにつきましても、個々の業者を初め、中央会といたしましても、そうした品質の向上についても従来にも増しているりと努力をし、業者の指導に当たっておりますこともこの際申し上げておきたいと思っております。

それからリベートの問題でございますけれども、これは先ほどちょっとと市場の深刻な状態というところの中で申し上げたんですけれども、清酒業界は数が多いからリベートが行われるというところではないと思っております。業者はいろいろなスケールの業者があり、そして販売戦略というものは、いわゆる品質あるいはサービスとか、非価格競争によつて正常な望ましい市場競争というものを維持するということですが、私どもとしては一番基本的な大切なことであるというふうに理解しております。ただ価格を引き下げること、あるいはリベートを出すことだけによつて自分のマーケットを維持しようという考え方は、究極において自分の足を引っ張るものであるというふうに私自身も考えております。

そういう点では、そうしたリベートとか、あるいは値引き競争といったようなものから超然と自分のマーケットを堅実に守つていらつしやるメーカーの方も、たくさんいらつしやるわけでありまして、二千六百の中には先生御指摘のような方々が相当あり、そのことが先ほど私が申し上げ

ましたような過当競争的な市場の混乱を起こしておる大きな原因である。いり中央会としても正常取引、あるいは行政庁におかれましても市場の安定、正常取引の励行については、種々の行政指導あるいはまた組合の自主的なそうした努力をいたしておるのでございますけれども、現在なおそれが十分な成果を上げておらず、先ほど申し上げましたような状況になっておりますことに対しては、大変遺憾に思っておりますけれども、しかし、業者の皆さんが、先ほど申し上げましたように、価格を下げたり、リベートを出すことだけで自分のマーケットを維持しようというところが、いかにむだなといひますか、つまらない競争であるかというところをだんだんと理解され、そうした流れから離れた独自の部分市場といひますか、そういうものを形成することに心ある業者の方は立ち向かっておられるように見受けしております。

以上でございます。

○丸谷金保君 リベートの問題ですね、例えば一〇％米でつくつて、原料が相当高くなつているところはやりたくてもやれない。むしろリベートを出さないでも売れているという現状です。三倍増醸酒の方が、あれは原価が安いからできるんだと、こう私は思うんですけれどもね。

あとビールで都島さん一つお伺いしますけれども、止濁飲料だと言わんですけれども、日本のビールはアルコール度数が高いんですよ。どうしてもう少し本当に止濁飲料だと言われるような度数の低いようなバラエティーに富んだビールがでないんだらうか。余りにも寡占体制であるというところがそういう道をふさいでるんではないかという気がいたしますんで、その点一つお願いいたしたい。

それから、この間も本会議でやつたんですけれども、値ごろ感の問題ですね。二十五円上がると三百十円にするんですか。三百十円にだけ上げたんです。小売屋さんはちっともあれなんでしょう、逆にマージンが下がることになるでしょう。そこ

ら辺に對しての配慮ということはやらないんですか。

その二点ひとつ簡単に。

○参考人(都島惟男君) 簡単に申し上げます。

最初の止渴飲料の件でございますが、全世界平均した数字があるわけではございませんが、おっしゃるとおり、今日の日本の標準的なビールの度数四・五%に對して、それより少し軽目がメーンであるという国の方が多いような感じがいたしております。

ただ、この度数の問題といいますが、度数を含めた味の問題につきましては、これはビールに限らないと思ひますが、嗜好というのは急激な変化をしないものでございまして、ビール業界の中を見ておきますと、新製品がいろいろ出ましても、なかなか急速にそちらの方に嗜好が移るといふことをいたしておりません。ですから、一つの大きな方向としてライト化していくといふ事か、度数を軽くしていくといふこと、その方向自体のよしあしはともかくとしまして、そういうことをしようとして見ても、そう目に見えた変化はすぐは出てこないんでないかというふうに思ひます。

なお、現在の標準的な四・五%よりも軽い度数のビールが近年出現しております。従来一種類でございましたものが、ことしになりまして二種類になるという現象も起こっております。一つは、一つの多様化の中でいわゆるもつと軽いビールというものが徐々に出てくるというふうな感じも持っております。

それから値ごろ感でございますが、二十五円の増税がありまして、それがそのまま転嫁されたときに、流通の小売店のマージンの率が減るといふことは、割引算で当然そういうことになるわけでございます。それにつきましても、いわゆるメーカーの立場で見ましても、この増税につきましても、全くの負担増といひますか、金利的な意味では同じことでございます。その二十五円の負担をメーカーが一部見るということに、理屈の上でそういう立場になるといふものではないように思

いますし、機会を見てメーカーと流通の間でいろいろ価格について、マージンについての相談等があるようでございますので、そういう機会にそういう相談をしていくということになるのではないかと。業界団体の立場でございますので、そういう個別企業ベースで行われますマージン価格の問題についてちょっと責任持った御意見申し上げられませんかけれども、現在の増税の負担がそのままそういうお話のようなメーカーと小売との配分云々ということには直にはならない性質のものではないかと思ひます。

○丸谷金保君 清水さんにお伺ひいたしますが、実は見えない税金、これもこの開本会議で私取り上げたんですが、物品税法の四十二条で必ず税金を表示しなさいという法律があるんですよ。これは御存じだったでしょうか。

それからもう一つ、LPGのガスの問題なんです。おっしゃるとおりだと思ひます。ただ、例えば田舎の大して売れないところで配達するにしても、小さな一キロボンベが専門の地域、それから業務用を含めて十キロボンベがどんどん出る地域、これは一概には言えないんです。一概には言えない問題だと思ひますが、全体として自由価格というふうなものを維持していくためにおたくの方で進めようとしている何か運動がございましたら、特にお願ひしたいのはそういう見えない税金じゃないはずなんだということについて、消費者の立場からもう少し頑張っていたきたい。

この二点をお伺ひいたします。

○参考人(清水鳩子君) 最初の表示することが法律で決められているのを知っているかどうかという御質問ですけれども、これは存じております。今の表示の仕方ですね、それは大体小売段階でわかればいいということでございますから、そこまですべて知っている方は小売店で根掘り葉掘り聞けば聞けるんでしょ。しかし、積極的の小売の段階で法律を守って質問をしない消費者にもわかるように税金を見せるといふ習慣がないところに問題があると思ひますね。聞きますと出してくる。ま

だ出してくる方は良心的な方で、そういうことは知らないというふうな店員さんも多くおられますし、法律が消費者の商品を買う便宜には実際的にはなっていないところに問題があるので、もう少しその小売の指導と申しますか、私は幾ら小売店に言ってみても、今のように店員さんの入れかわりが激しいときにはとても無理だと思ひますので、商品にだれでもがわかるという表示が必要時代になってきているんじゃないかというふうに思ひます。

それからLPGガスも、先生のおっしゃいましたとおり非常に地域差がございますし、それから薬品の非常に大きいところと小さいところがございますから、私が先ほど申し上げましたのは、横断的に意見を申し上げましたのですけれども、もう少し細かい対策が必要だと思ひます。

私たちは、そういうことのないように価格調査を随分しております。通産省もモニター調査というのを毎月やっております。これを見ましても、一番新しい五十九年二月で、札幌が十立方メートル当たりで平均五千八百二十三円に對して、四国は四千七百八十五円ということなんです。こういう価格を實際に明らかにすることによつて、何というのでしょか、寡占的な価格にメスを入れるということとしかちよつと私どもの方ではできませんし、それからこのプロパンガスの価格というのはいくら運動してもなかなか決め手が見つかからないくらい流通が複雑でございますので、そういうところも、通産省自身も流通をもう少し合理化して価格を下げるようにというふうな御努力はされているようにと、何せメーター制がもう刃の剣みたになりまして、メーター制というところに隠れて価格の競争が以前よりはなくなつてきている実態だと思ひますけれど、これからは一生懸命やってみようと思ひます。

○丸谷金保君 お三方、御多忙のところありがとうございます。

○鈴木和美君 関連で、短い時間で恐縮ですが、私、都島参考人にお尋ねしたいのです。五十六年、つまり九十四回国会の際に二五%の値上げがございまして、そのときにビール業界にお尋ねしましたら、もう担税能力は限界だ、これ以上上げられたのではもうパンクだと非常に強く強調されたことを私は今記憶しているのですが、ところが今五十六年から今日までの状況を見てみますと、二%か三%伸びているわけですね。担税能力がもう限界だとおっしゃりながら伸びているわけですよ。もちろん、それは努力がされておつたことは十分承知しておりますけれども、今度、今お述べになつておられる意見を聞いておりました、酒類の中でビールの税が四四・四%から四八・九%、つまり五割が税金だということはもうどうにもならぬというお話が今ありましたけれども、もう一度この機会に、ビール業界として、もうこれ以上ビールが上げられたら一体どういふ状態になるのかということについての、つまり売れ行きの展望などについて一つだけお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(都島惟男君) 現在の酒税の改正案が実施されたらどうなるかということが中心になろうかと思ひますが、予測にかかわりますこととでございますので、余り權威をもって申し上げることもできませんので、私もビール酒造組合なりに需要予測というものを毎年つくつておりました、ごく最近五十八年までの実績を含めました需要予測を一応出してあります。

最初にお断りしましたようにそう權威のあるものじゃございませんが、一応要素といたしましては、国民総生産ですとか、あるいは夏場の最高気温ですとか、あるいはビールの実質価格、消費者物価指数でデフレートいたしました実質価格、そういう三つの面から過去の実績値から多重回帰分析をしていくわけでございますけれども、ことし価格が昨年の十月に改定をいたしてございまして、価格面ではかなり高くなつたわけでございますが、政府見通しどおりの消費者物価であり、か



の集約が進まないと思ひますので、例えば農協に  
対する委託という形式で、賃貸借契約により  
まして農地の規模の拡大を図るといふふうなこ  
がもつと行われていきましたならば、国内産米に  
おきましてかなりな程度にコストダウンができ  
ていくのではないだろうか、かように考えてお  
ります。

それから二番目の級別制度の問題につきまし  
て、先生御指摘のような幾つかの矛盾点が出てお  
ることは承知いたしておりますし、私も中央会  
の中の級別制度の研究委員会におきまして過去一  
年間にいろいろと検討もいたしております。現在の  
級別制度をどのように改めたいのか、消費者  
の信頼に足る級別制度というものを目標にいろん  
なことを議論いたしております。先生の御指摘の  
ように、低級酒といひますか下級酒といひます  
か、そういうもので非常に高価なものがあるこ  
と、あるいはこの級別の審査の基準が、いわゆる  
任意出品制であるということ、主として官能審  
査によってやっておるために、非常に個人的とい  
ひますか、そうした客観的な基準がないというこ  
とで、非常に個人の嗜好によってその品質が優  
良、佳良といふふうなことが決められるようなお  
それもある、そういったことで、何とか客観的な  
基準というものが行われたいか。

例えばウイスキーのようにモルトの混入率と  
か、そういったようなものが一つの客観基準でござ  
います、清酒の場合、米の使用率、あるいは精  
白度、あるいはアルコールの使用率といったよ  
うなもので、一、二といふふうな、一つの級別  
にそうした客観基準を当てはめるといふふうなこ  
ともいろいろ議論をしてみました。しかし、精白  
度が高ければ必ずいい酒ができるという――全体  
的にはそういう傾向にありますけれども、技術に  
よります、比較的精白度の低い原料米でも立派  
な酒をつくり出す技術を持っておられる方もいら  
っしゃるわけでありまして、必ずしもその精白度  
だけで決めるというわけにはいけません。

それからいわゆる官能審査というものは非常に主

観的な色彩が非常に強い、客観性に乏しいとい  
ふに常識的には思われておりますけれども、専  
門の先生方の御意見を聞きますと、それほどあ  
まいなものではなくて、私も経験的にこうし  
たすばらしい官能審査をする能力を持った先生  
方、それも一人や二人じゃなくて、五人とか十人  
とかの先生方によって級別審査が行われる場合  
に、出た答えといふものは決してそんなにかげ  
んなものじゃなくて、ある程度客観的に信頼に足  
るものであるといふことを経験的にも知っており  
ます。

しかし、それは申しましたも、先ほど先生の御  
指摘のようないろいろな制度的な矛盾といふものが  
ありますので、これをどのように変えたいのか、  
か。例えば三段階を二段階にするとか、思い切り  
級別をなくして一本にしてしまおうとか、それぞ  
れメリット、デメリットがあるわけでございます。

で、私どもの現在の考えとしては、昭和十  
八年以来級別制度といふものは業界の中に定着し  
てまいっておりますし、先生の御指摘のようない  
ろいろな矛盾があり、消費者がどうもよくわから  
ぬといふ、その信頼が揺らいでおることも、率直  
に申しまして、本当にそうであると思ひます  
し、私ども何とかそれを回復する道をいろいろと  
検討いたしておりますが、現在の段階では、特  
一、二級といふものは、ある意味においては、大  
手メーカーと中小メーカーとが事業分野調整的な  
機能もかつては十分に持っておったわけでありま  
して、現在では、先ほど申しましたような大手メ  
ーカーがどんどん二級酒業界へ入って来るとい  
ふようなことによつて、ややその機能は弱められ  
ておりますけれども、それは申しましたも、まだ今  
の級別制度といふものが消費者の中にある程度定  
着しておるし、またそういった分野調整的な機能  
も果たしておりますので、今すぐこれを取っ払っ  
てしまふといふことについては、むしろ多くの混  
乱があるのじゃないだろうかといふことで、私ど  
も今何とか早急に、この級別制度についても、  
消費者の信頼に足る級別制度に持っていくように  
現在検討をいたしておりますので、御理解いた

きたいと思ひます。  
それから最後に近代化の問題でございますが、  
私どもは昭和三十九年第一次から昭和五十六年度  
において終了いたしました第三次の近代化まで、  
前後十七年間近代化に取り組んできたわけであり  
ます。その結果が先ほど申し上げたような業界  
の状況にあるといふことはまことに申しわけな  
い、残念なことだと思っておりますので、今回の  
第四次近代化は、あくまでも現状を踏まえた上  
で、先ほど申し上げましたように、清酒部会から  
出ました中間報告の中には、当面私ども業界が取  
り組まなきゃならない問題点、そして中長期的  
な観点で我々業界が取り組まなければならない問  
題、さらにその中で個別の企業がやらなきゃい  
けないこと、あるいは組合あるいは全業者として取  
り組む問題、あるいは行政にお願いしなきゃなら  
ない問題、さらにまた行政の範疇を超えるものと  
しては、先ほどお願いいたしました原料米の問題  
でございますが、そういった仕分けが一応の中間  
報告ではつきり出されておりますので、それに基づ  
きまして、現在の清酒業界の需要の減退に歯ど  
めをかけ、そして清酒業界が新たな展望を持っ  
てそれを現実のものにするようにする。

この第四次近代化構造改善は、いわゆる経営戦  
略型の構造改善と申しますか、個別の――これは  
当然のことでありまして、個別企業それ  
ぞれ二千六百業者が二千六百通りの行き方がある  
といふふうに考えておりますので、小さい業者が  
必ずしも不利というわけじゃございませんので、  
小さくても立派な成績を上げておられるメーカ  
ーもいらっしゃるわけでありまして、大きくても赤  
字の会社もあるといふことでございますので、そ  
れぞれが自分の置かれた環境、条件をフルに生か  
して立派に生きていっていただくことを、第四次  
近代化としては目標にいたしておりますので、最  
初から何百者を企業整理するとか、あるいは転廃  
が出ることを予測しておるといふわけでは決して  
ございません。

したがって、幾らになつたら業界が安定するの  
かといふふうなお話もよく聞きますけれども、私  
どもは、この業界は数が減つてもそれで業界が安  
定するとかいふふうな問題ではないといふふう  
に理解をいたしておりますし、また清酒業界が全国  
各地に散在しております、それぞれの地域の産  
業あるいは文化を支えておるといふ自負を持って  
おりますので、何とか二千六百軒が生きてい  
ただけのような知恵をお互いに出し合おうとい  
うことで取り組んでおるわけでございます。

ただ、しかし、現在のような厳しい情勢の中で  
戦線から脱落せざるを得ない人、あるいはまた後  
継者がいないためにはかの方へ転換したいとい  
うような方々もいらっしゃるわけでありまして、  
そういった方々に対しまして一つの制度を設けて  
おくことは必要ではないかといふことで、転廃給  
付金の制度を継続していただくことをお願いし  
ておるわけでありまして、幾らぐらゐと思つてお  
るかと言われると大変困るわけでございますけれ  
ども、過去における実績としましては、第三次の  
ときに約四百者の方が転換をしていらつしやいま  
すので、第四次の場合、まあ三百者程度のそうい  
った方々が出るということを一応予測して計画を  
立てておけばいいんじゃないだろうか。我々はそ  
れができるだけ少ないことを期待もいたしてお  
るわけでございますが、一応感触としてはそのよう  
に考えております。

○多田省吾君 参考人の皆様には本日は大変あり  
がとうございました。  
初めに辻参考人にお伺いしたいと思ひます。  
今いろいろ業界の現状と貴重な御意見をお伺い  
したわけでございますが、今回の酒税の税率引き  
上げにつきまして、増税額は初年度で三千二百億  
円、平年度で三千五百十億円となつておりまし  
て、全国三千七百四十万世帯としまして、一世帯  
当たりの負担増は八千六百円と、酒税だけでその  
ように値上がりするわけですか。これは小売原価に  
そのまま転嫁されると思ひますが、このことが消  
費動向にどのような影響を及ぼしていくだろう  
か、その辺どう考えておられるのか。

それから昭和三十年代以降酒税の増税は、三十一年、四十三年、それから五十年代に入りまして五十二年、五十三年、五十六年、五十九年と、二年ないしは三年ごとに実施されておりますが、これが清酒業界にどのような影響を与えているのか。

それから第三点目は、今原料高等清酒業界がきわめて厳しい現状にあられることはわかってはいるつもりでございますが、三倍増醸酒等大変味も悪いということで戦後ずつと評判が悪いわけでございますが、今マスコミ等で話題を呼んでおりますいわゆる吟醸酒、銘柄で言いますと愛媛県の梅錦とか熊本県の香露とか、こういうものがシェアはわずかでありますけれども、売れ行きが次第に上昇しているというのを聞いておりますけれども、清酒の品質を高める上で、今後どのように取り組んでいかれるのか。

それから第四点目は、先ほど主婦連の清水参考人から間接税も商品に表示したらいかがかと、税率の表示というお話がございまして、まことにこれもつともだと思えますけれども、その辺はどうお考えですか。

○参考人(辻野兵衛君) ただいまの先生の御質問にお答えしたいと思います。

最初、増税の問題でございまして、それによつてどのような影響が出るかと、こういうようなお話でございまして、二番目の御質問の需要の減退が過去における増税のたびにどうなってきたかというふうなことに関連いたしておりますので、二つあわせてお答えしたいと思います。

私どもは率直に申しまして、清酒としては、増税の本当にもう余地はないというふうな理解しておるのですが、他の酒類の方々が増税の負担を受けられるわけでありまして、また先ほども吉川先生から御指摘がありましたように、我々清酒業界に対しては特別な御配慮をいたしておるというふうなことでございまして、万やむを得ないというふうな考えでおるのでございまして、

も、率直に申しまして、この増税が本当に価格に転嫁できるかどうか。もちろん、私どもはこれを企業努力によつて吸収するというような金額にございませぬし、どうしても価格に上乗せをせざるを得ないわけでありまして、これは力関係でございまして、それが果たしてできるかどうかというのを非常に心配いたしておるわけでございます。

過去におきまして増税が何回か行われてまいりましたが、そのたびに、数年間を考へますと、特級酒の売り上げが非常に減退してきております。このことは、増税によつて値段が上がつていくというのことは、当時私どもも二級酒は大衆酒であるというので、過去における増税のたびに二級酒だけは据え置くというふうな特別な措置をとつていたことが、いわゆる特級と二級酒との間の税の格差を結果的には増大したことになると思つております。したがって、特級酒がだんだん売れなくなつてきて、それが一級酒になり、さらにまた二級酒になるというふうな低価格化、級別がだんだん下がることによつて何とか増税の負担に歯を食ひしほつて耐えていくというふうな形が、現実にはそういう形になつてきたように思つております。

したがって、今回の増税によつてどうなるかというところになりますと、先ほど申し上げましたように、五十七年ですとに百五十一万キロリッターという、ピークのときからいへば、百万石近い落ち込みが現在起こつておるわけでありまして、これが今回の増税によりまして、特級酒は他の酒類に比べていふん配慮は、先ほど申しましたようにしていただいておりますけれども、なおかつ二

〇%の増税率でございまして、さらに特級酒というものは今後急速に、まあ売れなくなる言つたら語弊がありますがけれども、減少していくのではないだろうか。それが一級酒にかわり、あるいは二級酒にかわるということによつて、増税の目標とかというのが果たして現実的に増収につながるのかどうかということについても、私どもは非常な不安

安を持つておりまして、我々も、大手の皆さんが毅然として特級酒、一級酒を出していただければいいわけですが、先ほど申しましたようなことで大手メーカーの方が競つて二級酒市場へ入つてくるというふうなことになるかと、未端における価格競争というものがさらに深刻になつていくのじゃないだろうかというふうなことを非常に心配いたしております。

それから三番目の原料米の問題につきましては、先ほど一番最初に丸谷先生からも御指摘がありました、日本酒がまずいといううわさが非常に高いぞというおしかりを受けたんですけれども、これは基本的にはいい原料米を使つて丹念につくるといふことがいよいよお酒ができる根本的な条件であるかと思つております。

現在、御指摘のように吟醸酒というものが見直され、地方においてそつた丹念につくられた酒が、それなりの評価を受けて伸びておりますことは、大変私どもも勇気づけることとございまして、将来ます、まあ私の個人的な考えでございまして、けれども、比較的低アルコール度の低い吟醸酒というものが技術的にもっと開発されまして、そういうのもので低アルコールでもあつても飲みやすい吟醸酒というふうなものが市場へ回りましてならば、清酒の需要というものはかなり回復していくのじゃないだろうか、私はかように思つております。

それから最後の税率のラベルその他への表示といたしまして、私どもとしては、別にこれをいけないう理由は全然ございませんので、そういうことが消費に対する正しい知識を消費者の皆さんに持つていただく上で役立つこととございまして、決して反対するものではないと思つております。

○多田香吾君 ありがとうございます。

次に、都島参考人にお尋ねしたいんですが、昭和五十七年度の酒税課税総額を見ますと一兆七千

七百三十五億円で、そのうちビールは九千六百二十二億円で圧倒的な税額を誇つておりますけれども、今回の増税で、現行小売価格でビール大瓶が二百八十五円から三百十円となると思いますが、そういう価格の値上げと、それから本年の気候条件とかということをお考えすると、生産者のお立場からどのように消費量が影響を受けるお考えでございまして、本年の見直しをお伺いしたいと思います。

また二番目に、現在ビールの広告費と消費あるいは売り上げについてどのような実情にあるか。これも要点で結構ですからお伺いしておきたいと思つております。

それから三番目に、清水参考人のおっしゃった間接税表示、これをどのようにお考えでござい

○参考人(都島香吾君) 三つございましたので、要約して申し上げたいと思つております。

一つはことしの需要の見直しでございまして、先ほどちょっと申し上げましたように、私ども業界の中の各社それぞれの見直しは持つて、いろいろございまして、まことにこれはビール製造組合ということで参つておりますので、組合で需要予測をいたしました内容を簡単に申し上げますと、気候条件を平年並み、五十年代の平均のところに置きまして、夏場の気温だけでございまして、あとは政府見直しによりまして実質経済成長率あるいは消費者物価、その中でビールの価格が上がつた場合、五月一日から三百十円に大瓶が上がつた場合というふうなことを機械的に計算いたしていきまして、非常に残念ですが、多少マイナスが出るという結果になつております。

ただ、この中には各社がそういう予測の中でどういふ企業努力をしていくかといったようなこと、あるいは同じアルコールの中での競争がどうなつていくかといったような要素が含まれておると思つております。余り権威を持つてございまして、いふことを、業界団体ではございまして、まあ言えない。ただ非常に心配なデータになつてい

うことを申し上げておきたいと思ひます。

それから広告費と消費、売り上げの關係といひますか状況でございますけれども、ビールの広告は非常に目立つ、広告が多いというふうなことが感じられてはいるけれども、ちょうどシーズンに向けてビールの広告というのは集積いたしましたことと、それから近年各社とも新製品を出したますので、それから新製品を出した以上はその物の存在をまず認知してもらふ必要がございます。そういう意味もございまして、かなり広告が目立つというふうなことがありまして、またそういう認知がなければ消費に結びつかない、酒屋に買っていくという自体がまず起こらないわけでございますので、広告というのは消費に対して効果があるかどうか、数量的な測定は非常に困難でございますが、そういうことを意図しながら各メーカーがやっているんだらうと思ひます。

ちなみに広告費でございますけれども、関係四社の有価証券報告書等から単純に広告宣伝費を集計いたしますと、直近の一年間で約五百億ぐらいの数字になります。ただ、これはあくまでその四社の広告宣伝費ということございまして、ビールの広告宣伝費ではございません。あるいは洋酒を主として出している会社も含まれておりますし、清涼飲料の広告もかなりなものになると思ひますので、これがすべてビールということになりますと誤解になりますので、申し上げておきますが、業界の規模等からしますと、大衆商品を扱っているだけに広告のウェイトというのは比較的高いかと思つております。また重要な販売促進の手段であらうというふうには思つております。

それから表示の問題でございますが、私もビール業界あるいはビール酒造組合では、ビールの税負担が非常に高いということを共同広告という格好で、一般誌あるいは週刊誌等に継続的に訴える広告を出しております。消費者へのアピールをしているわけでございますが、そのことが直ちに商標の中にそれをそのまま入れることが妥当かどうかということになりますと、企業の経営政策、

営業政策等がございますので、私がここでいい悪いということをおし上げる能力はございませんけれども、一つは大衆の方々においでいただくという大衆商品でございますので、イメージの問題も大事かと思つております。税金が高いということを知つていただくことは大事なことなんでしょうが、言い方は悪いんですが、税金が多いという損をするという感じがちょっとわきますものから、そんなもつたない物ならやめておこうかということになりますと、企業としてはこれは真剣に考えなくちゃいけないことだと思ひまして、趣旨そのものは賛成でございますけれども、それを商標の表示にするのが適当かどうかについてはかなり中で議論をする必要があらうかというふうな思つております。

○多田省吾君 清水参考人にお尋ねしたいと思ひますが、先ほどお話を伺ひたいと思ひましてまことにごもっともだと感じました。

特に、今回の酒税だけを取り上げても、一世帯も八千六百円ほど負担増になるとすれば、消費者物価に〇・八割それだけで転嫁されるわけでございますが、そのみならず、先生がおっしゃるように、便乗値上げ等もたくさんあると思ひますし、あつたら大変であります。残念ながら今までの状況を見ますと便乗値上げも考えられまじし、物価への影響はもっと多く出てくると思ひます。

またさらに酒税、物品税、石油税等の間接税の増税が、おっしゃる通りに大型間接税導入の突破口になりかねないというおそれもございまして。また物品税なんかを見ましても、ぜいたくな物にかけるという姿勢から、今は生活必需品にも相当かかっておりますし、よりぜいたくな物が据え置かれたり、大変不公平、矛盾もあるわけでございます。そういう点に關しまして、お話を承りましたけれども、なお御心配の点がありましたらお伺ひしたいと思ひます。

それから、きょうは間接税でお伺ひしておりますが、一つだけ所得税の公示制度についてお答え

いただければありたいと思ひます。といひますのは、新聞等に報道されておりますように、所得税法二百三十三条を今回変更いたしましたので、今までは所得一千万超の者を公示してしたのでございまして、今度は納税額一千万にしようとしてゐるわけですね。所得一千万超ですと対象者が四十万人を超えるので大変だというふうな言いわけをしておられるようですが、もし納税額一千万にしようとするならば四分の一に減つてしまつて、十万人を割る対象者になりますし、所得換算しますと二千五百万円の所得者以上になります。このことは納税のチェック機能を果たす意味が非常に薄れてまいります。

それで、私個人としては、四十万人が大変だつたらせめて所得一千万超の者とか、あるいは納税額一千万じゃなくて、五百万とか六百万とか、その辺で公示すべきだと考えておりますけれども、この点どうお考えでございますか。お答えいただければありがたいと思ひます。

○参考人(清水鳩子君) 第一点目の暮らしへの影響ですけれども、これは特につけ加えることはございせん。今、公共料金の値上げで、米価がこの間上がりまして、また国鉄も近々上がるようございまして、医療費、教育費その他国の公共料金だけでなくて、地方の公共料金も軒並み値上げが予定されておりますので、そういう中で間接税の四千三百二十億、この三法だけでも四千三百二十億の増税ということが、これはかなり全体の物価を押し上げる要因になるということは否定できないと思ひます。

それから第二番目のことは私もちょっと不勉強で、ここで中途半端なことを申してもかえつていけないかと思ひますので、また後で先生の方にお答えしたいと思ひます。

○近藤忠孝君 最初に辻参考人にお伺ひしますが、第四次構造改善問題で、これでもいろいろ業界の中にも賛否両論あつたんだと思つて居ます。あの業界紙によりまして、「三回も実施して何の効果もないのに、第四回目で二、六〇〇の歳が生き

残る妙策が果たしてあるのか。寧ろ混乱を増長し、業界の恥部をさらけ出すことになるのではなにか。」と、こういう指摘もあつて、「赤字転落の企業は、人間でいへば瀕死の重症である。一時的にカナル注射をしても、何れは、生存の見込みのない重患なのだ。」と。あるいは今度は金を出す方ですが、金を「仮に拠出して自分が生き残れる保証は何一つない。他人のことより、自分がどうなるかが問題である。それとも第四次構造で、生き残る保証をしてくれるのかどうか。」こういったこととか、ともかく要するに「体裁のよい企業整備の推進ではないか。」、こういう大変悲観的な見方があるんですが、これについての御見解を端的にお伺ひしたいと思ひます。

それからもう一つは、私はむしろ業界がいい酒をつくっていくということ、中身で勝負していくことが生き残る道だと思つて居ます。そういう点では精米度を高めるなど大変な努力をされておるんですが、ただいろいろ聞いてみますと、そういう本心に良心的な、本当に清酒を守つていこうという真剣な努力を阻むものに、精米度が高まるという真剣な努力がたぐさみ出ますね、その白ぬか糖化液を大量使用する。これができるのは大メーカーなんです。そうしますと、せつかく中小の方が本当に真剣に努力しても、それがそういう業界の中の事情でうまくいかない。こんな状況をどう打開していくのか、お考えをお聞きしたいと思つて居ます。端的にお願ひします。

○参考人(辻兵衛君) ただいまの近藤先生の御質問にお答えしたいと思ひます。第四次近代化につきましては、先ほども申し上げたわけでございますが、ただいま先生御指摘のように、第一次から第三次が終ります五十六年まで、十七年間ほどになるかと思ひますが、そういう長い間かけてやっても余り効果がなかつたんじゃないかと。これは私も効果がなかつたとは思つて居るんですが、ただこの取り組みが、自分が主体的に取り組んでいくという気

持ちがなくて、どちらかといえば、役所でつくられた計画に、悪く言えばそれに便乗して何とかいいことがあるんじゃないだろうか、税制とか金融のメリットだけを受けようとかというふうな、そういういわば横着な考えの業者も中にいたと思います。自主的に取り組むという姿勢が非常に乏しかったということが、過去における近代化、三次にわたる近代化をやりながら、なおかつ清酒業界が今日のような状況に落ち込んでいる一番大きな理由だというふうには私に思っておりますし、それから第四次近代化というのは、先ほど申し上げましたように、清酒部会の中間報告によりまして現在の清酒の、総体的にも酒類全体のマーケットが伸びない中で特に清酒業界が落ち込んだ理由については、先ほど来諸先生の御指摘もありましたし、また私も申し上げましたいろいろな要因があったと思っております。

そこで、第四次近代化については、先生御指摘のように生き残る保証があるのか、残存者というものはメリットがあるのか、それからトータルマーケットがふえないときに、例えば私が申し上げたように、三百者が減ったからその分が自分に戻ってくる、三百者分だけトータルマーケットが減れば同じこととございますので、そういう意味では生き残る保証というのはどこにも私はないと思っております。

ただ、この第四次近代化というのは、何も先ほど申しましたように数を減すというのが目的ではなくて、私は長らく商工会の世話をしておりました関係もありますし、田舎におりますので、できるだけ二千六百の方々が、この近代化が始まった当時から言いますと約千者近い方がやめていらっしやるわけで、大変私どもは残念に思うわけなんです、何とか二千六百はみんな生き残る。しかし、その二千六百が生き残るといっても、そんな調子のいいことができるわけがないじゃないか、一体おまえらの計画というのは何ぼ減す計画なんだという、そういう御意見も業界の中からも出ておりますことも事実です、先ほど先生が御紹介

されたような声があることも事実でございます。清酒というのは、先ほど申し上げましたように、本来の清酒というものは、国民酒として、民族の伝統のある民族酒として世界に誇るべきものであるし、また消費者の方々が清酒に対する愛情といたしますが、愛着といたしますが、清酒は一体どうしたのか、もつとがんばらなきゃだめじゃないかという声なき声といえますが、そういう温かい御配慮というのが国民の各界各層の中にあることは、私は間違いないと思っておりますし、先生が御指摘のように、中身で勝負というふうなお話ございましたが、まさにそのとおりだと思いますし、消費者がどうい酒を本当に欲しいものか、皆さんに飲んでいただくという、言ってみれば簡単なこととございますけれども、それをやっていくということが基本的だと思っております。

それから白ぬかの問題については先生から御指摘ございました。これは一部の業者の中に大変多くの米粉を使っている業者がありまして、その制度に乗れる人、それを利用してできる人、利用できない人との間に先生御指摘のようなコスト面での格差があるんじゃないか、そのことも問題だ。このことについては共同でやろうと思えばやれないことはないわけでありまして、これについては国税庁としても、使用する白ぬかの原料の歩合というものを一〇%以内ということで厳しい行政指導をしていられしやいますし、歯どめもかけられておることとございますから、私どもとしては、先ほど先生が御指摘のような中身で消費者の皆さんに愛飲していただくようなものを提供していくということ、十分他の種類に対して競争ができるんじゃないだろうか、生き残っていきけるその道は私は求められるというふうな理解しております。

○近藤忠孝君 あとの参考人、時間がなくなりましたので失礼いたします。  
○栗林卓司君 私も時間の関係で辻参考人にだけお尋ねをいたします。

しばらく前に、たしか浜松のあたりだと思っておりますが、酒屋さんに見学に参りまして、ほうほう引きの大きなおけがあって、中にお酒が入っているんですけれども、こっちは素人なものですから、これは一級酒が入っているんですか、二級酒が入っているんですかと聞いたら、いや、どっちでもないんですと言っています。どうしてですかと言ったら、二級酒と張って出せば二級酒で、一級酒と張って出せば一級酒なんです。一級二級というのはその程度のものであるようなんですね。そんなことを背景にしながら、特級から一級、一級から二級へ下級移行が進んでまいりましたね。この最大の原因は、たび重なる増税が要因だと思っております。

私の質問というのは、特級から一級、一級から二級に落ちてくる。そうしますと級別が持っている分野調整機能が失われてまいりますね。そうすると、おっしゃるよう二級酒を中心にしたゾーンドで過当競争が起こってくる。このことは日本酒、清酒業界として歓迎すべきことなんであるのかという質問。  
もう一つは、酒造組合中央会で近代化のいろいろな研究委員会を持っておられるようなんですが、聞くところによりますと、その委員会が考えている近代化の方向に今回の法改正はむしろ逆行している、大変困ったものだということを私伺ったんだけれども、どういことだったんでしようか。私が聞いたのはあるいは間違っていたかもしれせんが、この二点だけお伺いいたします。

○参考人(辻弥兵衛君) ただいまの栗林先生からの御質問にお答えしたいと思います。最初に、浜松で先生がごらんになりましたタンクの中に入っていたのは、一級を張れば一級で、二級で張れば二級だというふうな、これは審査を受けていないつくったままの清酒の場合ですね。これを一級の審査へ出し特級の審査へ出して、中央酒類審議会で審査を受ければ特級になるし、受けなければ二級だという意味でありまして、一級になったものを二級で出すというわけではありませんで、いい

かげんなものというふうなお話ございましたけれども、それは決してそういうものではないと思っております。  
それから、もう一点先生がおっしゃったのは……  
○栗林卓司君 特、一、二と下がってきますね。  
○参考人(辻弥兵衛君) 先生の今の御質問で、増税によって下方の下級酒への志向をだんだん大手がやっけていく。このことは、先生御指摘のように、かつては級別制度というものは、いろいろ先ほど御指摘のような矛盾がありましたも、事業分野調整的な機能を果たしてきたわけなんですけれども、現在ではそれがだんだんと果たしにくくなっておることと事実でございます。したがって、私どもは、清酒の特級という名称はどうあるうとも、非常にすぐれた清酒が特級として売られ、そして一級として売られるということは、大手の方が意欲的に特級を出していただける、消費者の人もそれを認めて飲んでいただけるような級別というものが欲しいと思っております。したがって、そのためには、特級酒を売れば、それだけのメリットがメーカーの方にもあるというふうな制度がひとつ必要であるのではないかと思います。

ただ、今回のこうした増税によりまして、先ほど私申しましたように、特級酒は二〇%の増税率になっております。このことは、いろいろと先ほど来申しましたように、我が業界に対する御配慮の結果決められた数字ではありますけれども、二〇%上がるということは、特級酒にとっては、絶対額としてはかなり上がっていくと思っておりますし、そのことが特級酒の需要減退をさらに強めるであろうということは容易に想像できるわけでありまして、したがって、だんだんと上級酒のシェアというものが下がってまいりまして、全体が二級にだんだんとなっていくということは、決して私どもとしてはそれはいいことだとは思っておりません。

ただ、そこで、格差というものが——今まで、さつきも申しましたように、過去の増税の場合に、二級酒は中小メーカーがやっておるんだから、二

級だけでも増税を何とか勘弁してやろうという先生方の御配慮によって二級が据え置かれ、五十六年のときに初めて増税が行われたわけなんです。それが、それまではしばらくの間、二級酒だけは増税の対象から外されておったわけなんです。そのことが、結果的に特級と一級との格差をだんだん広げてきた。そこで特級がだんだん売れにくくなってきたということなんです。

で、これを縮めていこうというふうな努力、それをやる必要があるんじゃないだろうか。そういう意味で、私もそういう政策はとられるであらうというふうに思っておったわけですけども、結果的にはそういう配慮は、さらにまた二級酒に対して特別な配慮がいただけただけということでも、我々としては非常にありがたいことなんですけれども、格差是正という意味からは、不十分だと思います。余り格差の是正をすることが十分にはできなかったという意味で、不満とかどうとかいうことよりも、確かに格差の是正というのが、我々から言えば、特級酒は増税をもう少し引き下げていただいて、そして格差を是正していただくことが一番望ましかったというふうに思っております。そういう意味で、先生のお耳に入っただけ、最初に皆さん考えたことが十分に実現しなかったというのには、そういうことを御指摘になっておられるんだらうと思います。

○青木茂君 主として清水参考人にお伺いしたいんです。その前に業界のお二方をお願いしたいんですけども、まず、酒税が今度上がるんじゃないかというところにお伺いしたというのか、お気づきになったのはいつごろでしょうか、昨年の。○参考人(辻弥兵衛君) 私どもとしては、酒税の増徴というのは、率直に申しまして、今回このようになら行われるというよりは余り考えていなかったわけですね、酒税というものの増徴によって、財政的ないわゆる所得税の減税の見返りが行われるというふうには私も最初考えておりませんでした。

○青木茂君 ありがとうございます。ビール業界、いかがでしょうか。○参考人(都島惟男君) 常におびえていると云うとちょっとオーバーになりますが、五十六年に増税がございまして、その翌年、連年ということはないわけがございまして、八年ということになってまいりまして、特に一つのきつかけになったのは、何月でしたかよく記憶しておりませんが、所得減税に關します国会と野党合意というのがたしかできました。その一年前には、たしか減税問題に關する特別小委員会というのが国会の中でございまして、所得減税というのが日程の上でくるのにつれて、もしかするとねらわれるのではないかとこの感じが出てまいりまして、だんだんそれが濃くなってきたというのが実態でございます。

○青木茂君 それを踏まえまして清水先生にお伺いをしたいんですけども、政治というやつは密室ではいけないんで、先般、私、予算委員会で、増税なきということをおっしゃっているんだから、大きな増税をやるときは直接的に民意を問うていただきたいということを大蔵大臣にお願いをしたんですけども、どうも御回答ははつきりしなかったという、そういうようなことを踏まえてお願いを申し上げますけれども、もう時間ございせんから、一括して御質問申し上げます。

第一点は、昨年の十二月の初旬の時点で我々は非常に減税を喜びましたね。喜びましたけれども、その裏に物品税を中心とする増税があったというところを庶民の代表である主婦連合会はお考えになっていかどうか。特にその間に選挙があったものですから、特にお伺いをしたいということでございます。これが第一点。

それから第二点は、こういう言葉があるかどうか知りませんが、永田町デイクシヨナリーですね。減税の方は減税である、増税の方は、あれは増税じゃなくて増取である、そういう用語が果たして庶民の中でわかってもらっているかどうか。あるいは増税なき財政再建は堅持するけれども、そこは調整ならやむを得ないんだというように、有権者が理解して投票行動をしたかどうかという問題、これが第二点でございます。

それから第三点は、総理は先般、中曽根内閣が長く限り大間間接税の導入はしないというふうに言明をなさいました。それに対して国民は、これからはいわゆる物品税拡大の、あるいは間接税拡大の、もう心配はない、恐怖は消えてしまったというふうに安心してしまっておるかということ、これを率直に、これはもう国民感情としてお答えをいただければありがたいと思っております。○参考人(清水鳩子君) 私どもは増税なき財政再建というスローガンで選挙を始めましたときに、私たちがその言葉を信じて政党を選んできたんじゃないかと思っております。選挙が終わってみると、それは空約束だった、有権者はだまされたなという率直な感じはみんな持っていると思うんです。今、酒造メーカーの、お酒の関係の方もおっしゃってございましたけれども、だんだん具体化するにつれて、それはただの心配ではなくて事実だったということをお感じになっておられる。政府の言葉を聞いておられますと、増税ではなくて増取だと、それから税率じゃなくて増取とか、もういろいろ言葉が、私たちに全くわからない言葉がひとり歩きしておりますけれども、その本質は、私は一般的な大衆課税によってこの財政赤字を切り抜けていこうということを政府が決断したんだらうというふうに思っております。そういう意味では私たちが選挙で非常にだまされたという率直な感じを持っておりますし、増税なき財政再建というのは本当にだれもがわかるような方法で、私たち庶民のわかる言葉で政策を選択していただかないと、中曽根総理がおわかりになるような言葉で庶民を押し切られては、これは困るというふうな思っております。

大変抽象的なお答えでございますけれども、本当に庶民は今それが本物かどうかということを一

つ一つの言葉の中で見抜こうとしておりますし、大蔵大臣も大間間接税は手段であって目的でないというふうにおっしゃっていらっしやいますけれども、こういう言葉も私たち庶民には全くわからない言葉でございます。

○委員長(伊江朝雄君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人の方々、長時間にわたりました御出席を願ひ、貴重な御意見をお述べいただきまして誠にありがとうございます。

午前の調査はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時二分閉会  
○委員長(伊江朝雄君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

租税及び金融等に関する調査のうち、昭和五十九年度の税制改正に関する件を議題といたします。

午前中に引き続き、参考人の方々から御意見を聴取いたします。

この際、参考人の方々へ一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。委員を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。参考人の方々から忌憚のない御意見を承りまして今後の審査の参考にいたしたいと存じます。

これより参考人の方々から御意見をお述べ願うわけでございますが、議事の進行上、最初に参考人の方々からお一人十分程度で御意見を述べただき、その後委員の質疑にお答えいただく方法を進めてまいりたいと存じますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。

それでは、まず木下参考人からお願いいたします。木下参考人。



その場合に単に負担を軽減するということだけではなく、税負担の實質的な公平を一層確保して、所得税、住民税という税の根幹である税金に対して国民の信頼感を高めるといふ点が重要だと考へるわけがございます。そういう点から見まして、今回の改正における申告税制の導入と資料収集制度の整備等が図られたということは、何よりも喜ばしいことと評価しております。

まず、記録及び記帳に基づく申告制度の導入でございますが、税金というのは本来国及び地方公共団体の公共的支出を支える財政収入の根幹である。民主主義のもとでは国家は国民みずからの責任で自発的に支えるべきものであり、その意味で納税に関しては国民の協力が不可欠でございます。この理念を明確にしたものが申告納税制度であると言えようかと思ひます。

こういうふうに考へてまいりますと、申告納税制度とは、納税者が自分自身で税額を確定する、そして自主的に納めるといふことが原則でございます。この税額を確定するといふのは恣意に基づいたものではなく、税法に基づいて税額を確定するといふ意味でございます。そうすると、その過程において納税者がみずからその課税標準を計算しなければならぬ、税額を算出しなげやならない。そうすると、具体的には納税者がその税額を算定するのに必要な資料を持って、これを計算整理して適正な申告をするといふことが根幹であろうかと思ひます。

そういういたしますと、その記録を持ち適正な計算をするといふのは、申告納税といふものの当然の前提であつて、申告納税制度下にある限りこれは納税者の責務と言へるものではなからうか。そして同時に、自分の行った経済取引の内容とか、課税標準がどうあるかといふことは納税者本人が一番よく知っておられる。この実態からしまして、我々が日常の業務から知り得る限り、納税者がこういう資料を全く持っていないといふことは

まずないといふふうに考へております。したがつて、納税者が自分の持つておる資料に基づいて申告することが現実的なものであり、適切である。今回の改正といふものは、この申告納税制度に内在する責務といふものを明文化したといふ点で極めて意義があり、当然のことであると思ひ考へております。むしろ遅きに過ぎたといふ感じさえ持つておる次第でございます。

それから今度は、記録の保存、記帳の整理と一体となつて適正な納税義務の実現に役に立つものが資料収集制度である、そういうふうには私考へております。仮に記帳いたしましたも、その記帳が正確であるかどうかといふことについてチェックといふものが必要である。会計のあるところの監査ありといふのは現代の常識でございますが、この監査をどうするかといふ問題でございます。

そのために当面まず考へられるのは税務調査の充実であろう。この税務調査といふのも税務署が行う調査のほかにもいろいろな方法が考へられようかと思ひますが、現実的な問題としては、税務執行人員の増員といふことなくしては記帳内容のチェックといふことは適正には行われ得ない。その点実務の実際の経験から申し上げますと、納税者人員に比べて税務執行に当たる人員の余りにも過少であることを感じます。しかし現実には、この増員といふものは思うに任せるわけではございませんので、最も有効な手段が税務資料の活用であるか。これによつて不足がちな人員の能力を補つて、有効なチェックが行われ得るといふふうに考へております。

これは会計監査においても、外部証拠といふものは極めて重要なものといふふうに考へておることと軌を一にするわけでございます。言いかえまして、資料収集制度といふものが十分でありませんと、せつかくの記帳制度も本来の意味において十分な効果を發揮することはあり得ないと思ひ考へております。今回の改正案では、この資料収集制度についても一定の収入金額を超える事業所得者等に対しては、総収入金額報告書を求め

る、官公庁に対して簿書の閲覧、資料の提供等協力を求めることができることとされたことは、一つの進歩であるといふふうに評価しております。しかしながら、今回の改正案で、一般的な資料収集の目的のために民間関係者に協力を求めることができるというところが、実は昨年十一月の税調答申にもたしかあつたと思ひ考へておりますが、それが見送られた。それから官公庁からの資料収集についても、もう一歩踏み込んだ協力義務という格好にはお願ひできなかったといふ点が若干疑問でございます。今後これらの制度の改善につきましても、十分検討していただきたいと要望する次第でございます。

参考のために申し上げますと、アメリカの金融機関等では、一定額以上の現金取引に関しては報告義務があると聞いております。フランスにおいても、銀行口座の開設等についてはやはり報告義務があると聞いております。さらには、フランスは、官公庁及び官公庁により許可されたものはその監督に服する公企業が税務当局から情報を求められた場合には、所掌する事務に関する資料について、守秘義務をもつて対抗することはできないとあるとも聞いております。一概にこれを我が国に直ちにと申し上げるわけではございませんが、これも十分御考慮のうちにに入れていただきたいものと考えております。特に税務資料といふ意味におきましては、官公庁資料は民間の資料の何分の一かの努力で何倍かの効果のあるものでありまして、要するに、税の負担公平実現のためには極めて重要なものであるといふ点に目を向けていただきたいものと思ひ考へております。

それから、今申し上げましたほかに、今回の改正では、過少申告加算税の二段階制の導入とか、証拠申し出に関する規定の整備が行われておりますが、これらは全体として考へまして適切な改正であると思ひ考へております。

この中で、証拠申し出に関する規定の整備といふのは、現行の国税通則法百十六条の規定が十分活用されてはいないといふ状況にかんがみまして、課税処分を取り消し訴訟に限定して、納税者に有利な証拠の提出の促進を図るといふことを目的としたものと受けとめております。実際、実務の感覚から推して、適切な改正であるといふふうに考へております。

なお、この制度の運用は、引き続き、最終的には裁判官の判断にゆだねるといふことになつておりますから、今までの百十六条に比べて納税者の地位を危うくするといふことはないといふふうに理解しております。

それから今回の納税環境の整備が一步となりまして、今後とも税負担の公平確保、これは税制にとつて極めて重要な永遠の課題ではございませんが、進むように期待しております。それが、その結果として現在番間にいろいろ言われております、クロヨンとか何とかいふ卑俗な表現で言われております、給与所得者と事業所得者との間にあります、何といひますか、不協和音といふものを解消する非常に役に立つものと、こういうふうには考へております。その結果、いわゆる納税道義といふものが高場に資するのではないかとこの期待をかけているわけでございます。

あと若干細かい点を申し上げますと、現在の所得税制では各種の人的控除がございます。これが非常に規定がややこしくて、我々商売人でもございまして、簡単にすぐあなたの人的控除の合計は幾らになるかといふことを出せない。特に今度、医療費控除等の特殊な所得控除、これは具体的な適用基準といふものに関しましてなかなか難しい。そのために税務署と納税者との間に解釈の相違等で紛争も起こりやすい等がございまして、本来申告納税制度といふものはだれでもわかるというシステムが望ましい、そしてだれでもできるということが望ましいといふ点から考へまして、今後こういう各種の控除制度の簡明化に向けて一歩を進めていただきたいものといふふうに考へております。

それから最後に、今回の税制改正におきまして、今まで我が国の特色でありました直接税偏重

という傾向が是正はされませんが、かえって甚だしくなったように感じしております。今後ぜひこの直間比率の是正といいますが、間接税というものを目を向けられて直間比率の是正、是正という用語が語弊がありますが、直接税と間接税の適切な組み合わせという方向に進めていただきたいものと考へておるわけでございます。

以上で終わらしていただきます。  
○委員長(伊江朝雄君) ありがとうございます。次に、樋口参考人をお願いいたします。

○参考人(樋口俊二君) 日弁連の樋口でございます。私どもは、国民の基本的な人権を擁護するという立場から、今回の税制の改正を検討いたしました。その結果、二点について重大な問題があるという結論に到達しております。

その第一点は、所得税法等の一部を改正する法律案第三条による国税通則法百六十六条の改正案でございます。

この改正案は、訴訟におきましては、課税庁が一応の課税の経過を述べますけれども、原告、つまり不当な課税処分を受けたという者が、まず、必要経費または損金の額の存在、その他これに類する自己に有利な事実について、課税処分の基礎とされた事実と異なることを主張しようとするときは、直ちに具体的な主張をし、そして証拠の申し出をしない。もしこれを怠った場合には、民事訴訟法の適用上、時機におくれた攻撃防御の方法とみなす、却下するという規定でございます。

現行法は、この処分取り消し訴訟におきまして、課税庁側の主張が合理的であるかどうかというところをまず裁判官が判断をいたします。そして合理的であると認められた場合に、反対事実の主張、証拠の申し出をすればよろしい。そして時機におくれた攻撃防御方法であるかどうかという問題につきましては、民事訴訟法の原則に従って裁判官が判断をする、こういうことでございます。

民事訴訟法百三十九条には、この時機におくれ

た攻撃防御方法を却下するという規定がございますが、これには要件がございまして、当事者が故意または重大な過失によって時機におくれて攻撃防御方法を提出する。故意または重大な過失、それからこのために訴訟の完結を遅延せしめるという判断がされる場合、これを遅延させるかどうかというのを裁判官が認定をする。そしてこの場合でも、却下の決定をしなければならぬものではなくて、却下をするかどうかは裁判官の判断に任せる、こういうふうになっております。

したがって、裁判官の自由心証によって具体的な妥当性を裁判所で考えながら訴訟を進行する、これが民事訴訟法の原則。ところが、今回の改正によりまして、第一回は課税庁側が課税の根拠を述べます。そういたしますと、第二回目に原告側はすべての主張、立証をしないとその後のもは全部だめだ、こういうことになるわけです。ところが、課税庁側の主張も推計課税というふうなことが行われておりまして、具体的な事実の根拠ではある場合は少ないのでございます。推計というものは、例えば青色申告の同業者のデータをもとにして幾つか集めて、そして原告の事業所は例えば五百万円になるはずだというふうな課税の方法でございます。ところが、その推計のデータそのものについては、課税庁は職務上の秘密というところとで一切明らかにいたしません。したがって、これを反論するということはむしろ不可能というふうな実態でございます。

現在、増額更正決定が年間十五、六万件出ているのではないかとというふうに考えられますが、その中で、二、三万件の方が異議の申し立てなどをしておるようでございます。現実に訴訟になりますのはどのくらいかといいますが、二百件ないし三百件という非常に数が少ない、それほど税務訴訟というものは起こすこと自体が難しい。何となれば、そういうことをいたしますと、処分庁の方で徹底的に關係方面を調査する、そういうこと自体がもはや零細業者にとっては非常な信用の

失墜になるというふうなことがあります。そういうよくよくの訴訟事件について裁判官の手足を縛って、そして迅速解決を図るということ、裁判所における不当な課税処分の救済を事実上不可能にする。しかも、この訴訟というのは本来当事者対等主義というものがなければならぬ。こういうふうな却下をする規定というのを一方的に国民の側だけに認めるというふうなことは、これは到底黙認、黙視がたいところであるというのが第一点です。

第一点といたしましては、この記帳義務、所得税法改正案二百三十一条の二、それから同種の問題が法人税法改正案の百五十条の二という両方がございます。この点につきましては、立法の専門家の反対もございまして、要するに実効性のない、期待も守られない法律ではないかとということ。それから記帳義務を課するならば、それを尊重して実額課税をするということであるならば話はわかりません。記帳義務を履行するためにはそれ相当の経費を要します。零細企業にとって専門家に頼んでこういう帳簿を整えるということ自体もはや期待できない、そういうことであります。

さらに簡易の記帳をさせたとしても、例えば所得税法三十六条、七条あるいは法人税法二十二条に債権発生主義というふうな原則がございまして、現金が入らなくても債権が確定したならば収入とみなすというふうな主義がございまして、これとは全く関係のないようなものにはかすぎない。そういったしますと、税務当局としては単に推計課税の資料にするというだけのものになってまいります。記帳の習慣あるいは能力あるいは意欲を持たない多数の小規模事業者あるいは非営利法人などについて、こういう義務を課するということは、立法政策としても妥当ではない、推計課税によつてますます国民が窮地に追い込まれる材料になるにすぎないというところで、この問題についても反対であるということを決意をいたしております。

○委員長(伊江朝雄君) どうもありがとうございます。以上で参考人の意見の陳述は終了いたしました。

これより参考人に対する質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木和美君 本日はお忙しいところ、わざわざ私たちのためにおいでいただきました参考人の皆さんに敬意を表しておきたいと存じます。まず最初に私は木下先生にお尋ね申し上げます。今もお話の中に出てまいりましたが、今回の所得税減税は直接税の減税と間接税の増税というふうな形で提案されておるわけでございますが、これから減税をするというふうな将来の展望を考えたときには、税調としては、もうこの方法しかない、というふうな考えられませんか。また近いうちに別な方法がとり得るようなふうな作業が進行するお考えでしょうか。同時に私は、所得税の減税をするということであれば、今もお話が出ましたが、配当所得課税の強化とか不公平税制の是正とか、そういうものを先にやっ

てから間接税の増税というのであれば、まだ国民が納得すると思っております。そういう面では、政府税調も、なかなかそのところは、つまり踏み込めないでおるような状況だと私は見ているんですが、どんな感想をお持ちでしょうか。

同時にもう一つ、これに関連して聞きたいことは、利子配当の所得の総合課税というのを考えたとき、グリーンカードがいつも問題になってきています。今お話では、ことしの夏までに何かこれからの対案というものを考えたいというふうなお話だったんですが、このグリーンカードについては税調はむしろ積極的にやれと、こういう態度をおとりになっておったのが、自民党さんのいろんな状況の中でこれはおくれちゃったということなんです。税調としても一度、このグリーンカードに対するお気持ちとか、感想とか、それを聞かしていただきたいと思っております。

○参考人(木下和夫君) 鈴木先生の御質問の第一点は、今後の増税の方向あるいは減税の方向を五

十九年度の増減税措置をベースにしてどのよう  
考えるかということであろうと思ひますが、五十  
九年度の増減税のセットといふものは、一方  
において歳出削減に徹底した努力をさせていただ  
いて、しかもなお所得税において相当規模の減税を  
やるということになりますれば、残る方法とい  
はしては、特例公債の増発という方法が  
まず第一に考えられるかと思ひます。しかし、現  
在の財政状況から見まして、特例債の増発によ  
つて減税を行うという道をとることは、政府もそ  
のような態度、行動については拒否的な意向を示  
されておりますし、私どもの審議の中身におきま  
しても、借金をふやして減税をするというよう  
なことは望ましくないと、国会での御議論も  
踏まえて、それにかわる何らかの方法を採ら  
なければならぬ。そこで、言葉は悪うござい  
ますけれども、思い余つた末が、法人税の増率と物  
品税の課税範囲の拡大というようなことで、何  
とかして減税の穴を埋めるといふことに苦しい努力  
をしたわけでございます。

この五十九年度の改正案を踏まえて今後どう  
するかということについては、全く審議をして  
おるわけではございませんし、恐らく昨年の十一月に  
総理に答申をいたしましたいわゆる中期答申とい  
う線に沿ひましてまた論議をし直すということに  
なりましようが、その中で、御指摘の直接税及び  
間接税の比率の問題、言いかえれば直接税の比  
重をどんどん減らして、その分を間接税で埋  
めていく、あるいは増収が出るような間接税を仕  
組むというようなことを考へておるか、すばり言  
えばそういう御質問だと思ひますが、その点につ  
きましては、全くたゞいまのところは白紙でござ  
いますし、考へ得る限りの消費税のあり方とい  
うものは、私どもは資料としては持つておりま  
すし、一部については十分勉強いたしましたけれど  
も、明年度以後の税制改正においてこれを積極的  
に取り上げる、あるいはこういふ方向ではなしに  
別の方法を考へるといふような方向について固ま  
つた議論というものは全くございません。

私どもとしては、心の底から願ひたいと思ひま  
すのは、歳出をもつと切つてほしいということ  
でございます。ただ、歳出を大幅に削つて、そし  
て減税に向かうということになれば、他方におき  
まして、それは景気浮揚に逆行するといふ御批判も  
ございまして、非常に難しい局面に立たされて  
おるといふのが私どもの実感でございます。

その後段でお触れになりました利子配当課税制  
度のあり方についての議論の中で、グリーンカー  
ド制度というものをどう考へるかということが  
ございましたが、実は、グリーンカード制度は、私  
どもの税制調査会が相当の年限を使いまして検討  
しました上、総合課税を徹底させるためにはこれ  
外はないということをお信じて答申したわけ  
でございます。その当時の気持ちから言へば、  
一歩も退かないという気持ちで答申したわけ  
でございますが、これが御指摘のようになら  
なりましたので、現在はそうではございませ  
んけれども、その当時凍結されるというニュ  
ースが伝わりましたときは、一種の虚脱状態  
と申しますか、どうしたらいいかわからない  
ということでございます。

その後、凍結期間の制約がございまして、こ  
としの夏までに何とか結論を出すようにしてほ  
しいという御要望を承つておることは事実で  
ございまして、果たして今後夏までにどのよ  
うな具体的な方策を講ずることが望ましいの  
か、短期間でございまして、全く見当はつ  
きません。いろいろ細かい条件の問題、例  
えば個人の貯蓄の態様というものが非常に  
変わつておりますし、それから金融取引が  
御承知のように目まぐるしく変化して  
おります状況、しかも預金の口座の口数は  
郵便貯金を入れましても大変な膨大な口数  
になっておる。こういうふうなものを背後  
におきまして、どのようにしたら公平な課税  
ができるかということについて鋭意努力して  
検討いたしますけれども、現在の時点では  
どのような方向に進むかということ、全く  
申し上げる能力もございませんし、事実も  
ございませんので、お許しを願ひたいと思  
ひます。

○鈴木和美君 もう一つお尋ねしますが、今お  
話のように、いい悪いは別といたしまして、  
財政の大変厳しい状況の中で財政再建を  
図ることであれば、私は今木下先生の  
おっしゃる話ですが、歳出のカットとい  
うのはもう限度にきているように思  
うんです。したがって、いろいろ  
な意味で、財政再建を考へるときに  
もう少し、政府自民党というか、政  
権の座についている与党として  
はもつとはつきりすべきだと思  
うんです。そのときに中曽根総理が、  
課税ベースの広い間接税は導入し  
ないとか、大型間接税は導入しな  
いとか、今度は片一方、大蔵大臣  
は中小の消費税というふうな言葉  
を使われておられて、国民の側から  
見ると全くわからないんですね、  
増税は毅然たる態度をとりながら、  
この中曽根さんの言うことを真に  
受ければ、税調はどうしようもな  
いんじゃないでしょうか。そういう  
ふうには思ふんですが、税調の考  
え方もお尋ねしたいと思ひます。

同時に私は、昨年の実績を見てみま  
すと、政府税調はグリーンカードの場  
合でもそうで、一般消費税問題も  
そうで、自民党の税調の税制改  
正方針が出た後に五十九年度の  
税制の改正が政府税調から出  
ているわけですね。非常に権威  
が私にはないと思ふんです。そ  
んなら何も政府から頼まれな  
くたっていいぐらいの気持ち  
だと思ふんです。そういうこと  
から考へれば、もう少し独自  
性を発揮する意味では、十二  
月と十一月とか、そういうと  
ころに発表するぐらいの気  
構えを持つてほしいと思ふん  
です。

あと最後ですが、直間比率の問題  
なんです。私は、今度確かに課  
税最低限が引き上がりまして  
みんなどんな減税が見えん  
で、一方課税所得ベースで見  
ますと、百万円とか、二百万  
円とか、五百万円の課税所得  
の人ばかりは、非常におかし  
いんです。課税最低限を上げて  
非常に格好はよく見えます  
けれども、実際の課税所得を  
見ますと非常に高い方が下  
がっているわけですね。グ  
リーンカードのときは、グ  
リーンカードでいろいろ資  
産の捕捉が行われるから、  
上の方は高くなるからし  
ょうがないんじゃないかとい  
う話だったんですね。グ  
リーンカードはそつちのけに  
しちゃつて、今度高い方だけ  
は下げるといふようなこと  
では非常に理屈が合わない  
と思ふんですが、先生の見  
解をお願いしたいと思ふん  
です。

○参考人(木下和夫君) 御質問の論  
点は三つあると思ひますが、第  
一の御論点は、総理の発言と  
大蔵大臣の発言の問題でござ  
いますけれども、これはこの  
国会で御発言になりました  
ので、私どもはこの国会の閉  
会中は税制調査会を休んで  
おりました。皆さんがどうい  
う反応を示されるのか、これ  
はまたそのうちに機会があ  
りまして、そこで御議論が  
あるかと思ひます。

この問題につきまして税調が  
どういふ反応を示すかという  
ことについては、私は全く今  
日の段階でお答えできない  
わけではございませんが、た  
だ大型とか中型といふふう  
な言葉も私もにはよくわか  
らないわけではございませ  
ん、中型と小型というに  
至りましてはもう全くわか  
らないのですが、まあ恐らく  
多段階の課税というものは  
自分はやりたいというの  
が総理の御意向で、それで  
多段階をやりたいならば単  
段階の、一つの段階の課  
税、例えば製造段階、御  
売段階、小売段階と、こう  
三つございまして、その  
うちで何か工夫の余地は  
ないかというふうな意味を  
込めた発言が大蔵大臣の  
発言ではなからうか。こ  
れは手前までございませ  
んけれども、あるいは好意  
的過ぎるかも知れませ  
んけれども、そういうふう  
な解釈をしておるわけ  
ではございません。これは  
私個人の解釈でございま  
す。しかし、さて税調の  
席上になりましたよ  
うな方向へ進みますか、  
これは全く見当はつき  
りません。

それからもう一つは、二番目の  
問題は、直間比

率が第三番目でございましたが、第二番目は、まことに恐縮でございますが……

○鈴木和美君 税調の権威がないじゃないかと。○参考人(木下和夫君) これはもう古くから言われた話でございますが、私も税制調査会に關係して長い間でございますが、この話は始終聞かされておりますが、一々どちらが早いとかという事柄で権威の問題まで議論するのは少し大げさで、私もまあそれで一々おくれたから権威がなくなるといふようなことは考えておりません。

それで、私も幾ら理屈をこね回していいと思ふ案を出しても、政治的にそれが好ましくなければ、政治の方でチェックが加わるとなれば、これはあきらめなければ仕方がないということ、要するに問題は、総理大臣の諮問機関でございますから、総理に対してお答えを申し上げる。その中で総理がどれをおとりになるか、全部を採用していただければ非常に私もやりがいがありますし、論議も熱が込めますけれども、そのうちちよびりしか実現されないとすると、ある種の、何と申しますか、挫折感のようなものがないというの、これはもうそでございましょう。したがって、権威の問題その他を別にいたしました。私どもの意見が採用されたとすれば非常にうれしが、しかしそういう気持ちで次第に薄らぐ、もし自民党の税調で拒否されてしまいますればね。しかし、現在のところ、まあ八割ぐらひは五十九年度の税制改正におきましても実施されておるようでございますので、そこまで荒立てて目くじら立てる問題でもないんでないだろうかという感じもいたしております。

ただ、将来の税調のあり方というふうなことになるかとこれは非常に難しゅうございまして、三年に一回中期答申を出せばそれでいいじゃないかという議論もありますし、いや、年度答申も何らかの形で、御指摘のように十月と十一月のタイミングで出すというの方がいいというふうな御意見は、実は税調内部にもございまして、この点は今後の問題として考慮しなければなら

らないと思ひます。それから最後の直間比率でございますが、もとと直接税と間接税という概念の区分は便宜上の区分でございますが、中には、所得税も純粋に直接税とは言えない、言いかえれば転嫁があるかどうかで直間を、直接税、間接税を分けるというたすれば、例えれば所得税も、所得税が上りつた場合に、それが給与の引き上げにいくとかその他転嫁することがあり得るわけでございます。したがって、転嫁の有無で直接税、間接税を分けるというやり方も、これは必ずしも一般的に通る話ではないので、ただ所得税、法人税、相続税というふうなもの、消費税、消費税とか流通税とかその他全部含めてこれを間接税と言ふという約束で議論をしておりますので、もともと精密な議論ではございせんから、その比率について正面から政策目標にするというだけの値打ちがあるものかどうか疑問がございまして。

それから例え五〇、五〇というふうなことが望ましいという意見が一部にございすけれども、なぜ五〇、五〇でなくちゃいけないのか、六〇、四〇ではいけないか、逆に四〇、六〇ではいけないかということになると、なかなかこれをうまく説明して下さることもいまままでないわけでございます。仮にそういうめどを決めまして、現実に税を執行いたしました、結果としてその比率にびちと一致するという保障もございせん。したがって、これは一種のめどというふうな御理解賜りたいと思ひわけでございますが、その場合でも、現在の約七と三という比率を、いわゆる間接税の方の比重を少し高めた方がいいんでないかという御意見のあることは事実でございます。

ただ、いつも申しておりますけれども、私は間接税より直接税の方が好き——好きと申しますか、こちらの方がいいと思ひわけでございます。できるだけ直接税が、特に所得税が日本の社会でうまく定着して、巷間いわゆるクロヨンとかなんとかというふうなことが起こらないように努力をする、そして所得税をきちんとするということの方が先決であろう。その意味では私は直接税の方に肩を持つわけでございますが、それともうも我が国ではうまくいかないという事であれば、間接税的なものをこれから考慮していかざるを得ないのではないかという感じが個人的にはいたしております。

以上でございます。

○丸谷金保君 樋口先生にお伺いしますが、今人権を踏まえての反対の論議をお伺いしたんですが、実はきょう脱税にも供述拒否権ということ、今度の通則法の百六条も何か裁判所の判断に属することを税法でもって抑え込んでしまふ、こういう危険性が非常に多い、連累の疑いもあるんじゃないかというふうな感じられるんですが、法律の御専門家としてこいら辺の見解をひとつ教えていただきたい。

それから民訴の百三十九条ですか、故意と重過失、今度のこの通則法ではこういう網がからないうわけですね。みなし規定ですから、みなされちゃって、そういう判断が前にもう決まってしまうという感じがいたします。こいら辺ひとつ、どうも全体としてこまで縛ってしまつて裁判の進行に重大な影響を及ぼすということになりますと、税務署ファッションと言つていいかどうか、大変なことになるんじゃないかという心配もございまして、そこいら辺もう少し突っ込んで御説明いただきたい。

○参考人(樋口俊二君) 違憲の疑いというお話でございますが、これ釈迦に説法でございますけれども、我々の民主主義は、個人の基本的な人権を國政上、立法上最大限に尊重するということになっております。そして公権力によつて個人の正当な権利が侵害されませんでした場合には、裁判所がこれを救済するという三権分立の制度をとつておるわけでございます。そして先ほども申し上げましたように、裁判官に立法及び行政に対する批判の権限を与えまして、裁判官独立という原則のもとに、その自由な心証で具体的な正義がどこにあるかと

いうことを発見してもらふということになっております。ところが、この法案によりまして、裁判官の自由な裁量の余地というものが非常に狭められてしまふ、司法による国民の救済につきまじ裁判所の手を縛るということでありまして、一般の民事訴訟あるいは行政訴訟でも、その効果の発生を主張する方が主張、立証責任をまず負ふということになっております。

で、今回の改正によりまして、主張、立証でなく、しかもそれは合理的でなくともよろしいんだ、現在とはともかく合理的な主張をまず税務署側がしなければならぬ、今度はそれをしなくていい、一応の根拠を述べたならば、原告側がそれに対する反論をすべて出せ、我々にはそのような所得はないということまで主張し、立証せよということになるわけですね。ないということの主張、立証は、本来これはできないことなんです。ですから、民事訴訟法では、あるとすることを主張する方が立証せよ、ないということを言う者はこれはその責任はないということでございますけれども、今度はないということを含めてすべて原告、つまり不当な課税処分によつて権利を侵害された人に責任を押しつけるということになりますので、憲法の精神にはやっぱり反している。行政、徴税の論理側からだけのこれは方策になってい、便宜を図る方策になってい、そのように考えるわけでございます。

○藤野賢二君 参考人の方々におかれましては、本日まことに御苦勞まででございます。特に税制

調査会におかれましては、常々御苦労に對して感謝申し上げ、また御見識に對して敬意を表するわけでございます。

木下先生にまず第一点といたしまして、五十九年度税制の具体的内容に入る前に、まずマクロとしての租税負担の問題についてお聞き申し上げたいと思ひます。そして次に、所得税減税について特に年金の問題についてお伺ひしたいわけでございますが、あと時間が許せば順次法人税、そして武田先生に納税環境についてお伺ひ申し上げたいと思ひわけでございます。

それではまず最初に租税負担の問題でございますが、税制調査会の五十五年の中期答申においては、特例公債の本格的償還が始まる昭和六十年より前に歳出総額に占める国税収入の割合を八〇%程度に引き上げる、こういうふうな言つておられるわけでございますが、現状は昭和五十年代後半においても六五%に満たない数字であり、そしてことしの五十九年度予算においては六八・三%と、こういうふうになつておられるわけでございます。

まず第一点といたしまして、歳出総額に占める国税収入の割合についてはどの程度の数値が望ましいと思はれておられるか、そしてまた八割という目標値に達しないことについて税制調査会としてはどう受けとめておられるのか、これが第一点でございます。

第二点といたしまして、これからさらに高齢化社会に對して年金、医療、こういったものが財政需要に應じていくためにはある程度租税負担率が高まらざるを得ない、こういう状況でございますが、しかし他方、財政の肥大化を防止して国民の活力を維持する、この租税負担率には一定の限界がなければならぬと思ひわけでございます。いつも大きな問題になつておられるわけでございます。そこで、我が国の場合、長期的なターゲットとしては租税負担率の限界をどの程度に見ておられるか、これはお答えに思ひますが、数字でずばりとお答えいただければ大変ありがたいわけでございます。

第三にお聞きしますが、所得税減税の問題でございますが、今回個人年金の掛け率について特別の控除が導入された、こういうことになつたわけでございますが、今我が国の非常に大きな問題、これは急速な高齢化社会、そして老大国になつておられる、こういうことはもう国民的な課題となつておられるわけでございます。例えば厚生年金においては、七〇年代は赤字で八〇年代にはもう積立金もなくなるんだと、こういうふうな言われておられるわけでございます。政府税調におかれましては、今後公的老年年金の給付の水準に大きな変化が生じる場合には個人年金税制優遇措置とその他の創設を改めて検討することが適當である、こういうふうな御指摘になつておられるわけでございます。

しかし、ここで非常に大きな問題は、ひずみが生じたときと、こういうふうな言つておられるわけでございますが、この年金というものは大体生じたときにははや末期的症状と、こういうことであるわけでございます。今すぐにも手を打つていかなければならぬ、こういう性格のものであると思ひます。特に問題となつておられるのが、国民の意識の中に、これは某機關のことし初めの意識調査では、老後不安がもう半分以上、五四%老後に不安である、こういうふうな言つておられるわけでございます。特に私がここで申し上げたいのは、その中でも三〇代、四〇代、特にこれからの日本を支えていく、こういう層に老後が非常に不安である、特に公的年金はもう受け取れないんじゃないか、こういう不安と不満が充満しているわけでございます。これは大変な大きな問題である、何としても対処していかなきゃいけない問題だと、こういうふうな思ひわけでございます。

しかし一方において、今ここで御質問申し上げましたが、国民の負担率がどんどん上がつていけば、これは国の活力が衰えておられるわけでございます。現在三五%という数字は世界的にも大変いい数字であるわけでございます。そういう意味ではこういう活力も落とさずにおかつこういふものにこたえていく、言うなれば、自分で働いて

自分で残していくんだと、こういう自助努力をやつていかなきゃいかぬ。こういうことになつておられるわけでございます。そういう意味で、税制上においてもこのような自助努力の奨励を考へることは一つの重要な研究課題であると思ひわけでございます。この点について税制調査会としてはどういうふうにお考えになつておられるか、この三点について先にお伺ひしたいと思います。

○参考人(木下和夫) 第一の問題につきましては、御指摘のとおり、昭和五十五年の中期答申におきまして、歳出総額に占める国税収入の割合を八割までもつていこうという目標値を掲げました。つまり、これは恐らくその後の財政状況が、世界経済停滞の客観的な経済変化によりまして不況が長期化したしまして、我が国の経済成長率が低下する、税収入の伸びも急速に鈍化するというような悪条件が重なりましたために、この割合が実現されずに、五十九年度でも御指摘のように六八%程度にとどまつております。

ちなみに、私どもが八〇%という目標を立てましたときに、これは我が国の財政特有の問題もさることながら、諸外国におきまして大体七〇%、八〇%というのが普通でございます。八〇%を超えておられるところもかなりあるわけでございます。から、せめて八〇%という気持ちで目標値を設定いたしましたわけでございます。

今日においてこれをどのような具体的な数字を頭に置いて税制改正に取り組むかという御質問でございますが、この問題について税制調査会でその後審議をしたことはございません。したがって、私個人のいわば希望と申しますか、感想だけをお聞きしていただければいいか、感想だけでございますが、私は依然としてやはり八割を目標にするというのがしかるべきであろうと思ひます。と申しますのは、残りの二割というのは、依然として公債その他の借入金に頼らざるを得ないという状況を考慮しつつ、しかし主として基本は税収によって歳出は賄うんだという考え方が通り

ますので、八〇%というのは依然として妥当な数字であろうと思ひます。

それから第二番目の個人年金の問題でございますが、これは御指摘のように、公的年金の改正が近々行われようとしておられることを承知しておりますし、それから今後の公的年金に関する社会保障負担というのが増高することも目に見えておられます。給付をなるべく落とさず年金の手術をしていくためには、やはり負担をしていただくなければならぬ。社会保険方式によりましては、これは当然のことだと思ひますが、社会保険関係ではその他医療の問題も大きな問題がございます。いずれもこれは個人の社会保険負担並びに雇い主の負担というものをあわせて考慮しなければなりません。これらを何とかして問題を解決するために個人年金にウェイトをかけるというのは、よく使われます自助努力ということから主張されておりますが、これについても何ら異存はございません。

今回政府から提出されております法律案におきましては、老後生活の安定のための今申しました自助努力を奨励し、老後生活に対する相互扶助の推進と社会的連帯意識を助成するという見地から、年金保険料の年五千円の別枠の所得控除を認めるといふことを含むところの法律案が提出されておられる承つております。ただ、税制調査会といたしましては、このような提案は、五十九年度税制改正に関する提案の中に入れておりませんでした。その理由でございますが、私どもは、こういう個人年金保険の積み立て段階、保険料の支払い段階での税制上の措置を講ずることについては、受け取り段階も含むところの年金課税のあり方に関する審議の一環として相当の時間をかけて審議をいたしました。さまざま意見がございました。さしあたって、我が国の公的老年年金制度自体が昭和五十九年度において抜本的に改正されるという時期を控えておりましたので、一種の政策税制でございますから、今後の政策税制のあり方として十分検討に値するといふことは認めてお

りました。ただ、そういう制度を税の方で、まだ年金制度の改革が具体化する前に、先行的に実施するということについては、私どもは基本的に慎重な態度をとらうということになったわけでございます。

今後高齢化の進行のテンポが非常に激しいわけでございますから、税制上の措置につきましましては、私どもの税制調査会において公的年金制度の改正が行われました後において、十分に総合的な見地から熱心に検討を進めてまいりたいと考えております。

○藤野賢二君 ちよつと今の質問で、国民所得に対する租税負担率ほどの辺が限界か、ずばりこの数字はいかがでございますか。

○参考人(木下和夫君) 国民所得に対する租税負担率という概念を使うことが非常に最近流行しております。第二次臨時行政調査会におきましても、ヨーロッパ水準が五〇%と仮に仮定をいたしますれば、それを超えない程度ということで、超えない程度がどのぐらいかということになると、例えば四五%程度だというふうな話が出ておりますが、これは租税負担及び社会保障負担と合わせた数字でございます。

もともとこういう国民所得をベースにして率を出すということには若干の疑問がございます。約十年ほど前に税制調査会でこの問題について相当慎重に審議をしたことがございますが、国民所得と申します場合、この場合は国民所得計算上における分配国民所得でございます。間接税が入っております。それからもう一つ、目的税と言われる税がいろいろございますが、道路関連の目的税あるいは石油関連の目的税等がございますが、こういうものを税の中に入れる方がいいのか入れない方がいいのかという問題もござります。

それから仮に国民所得ベースにして租税負担率を考えるとしたとしても、固定的に考えるのは妥当ではあるまい。中長期的に考えました場合には、国民の実質所得水準が高まるにつれまして、政府が公的なサービスとして行います領域も広がります。

りますでしようし、個人の負担能力が高まっておりますので、長い間一定の率に固めておくということがよいか悪いかということも、これは検討に値する問題でございます。国民所得をベースにする負担率を中心にして議論を進めるというところは、税制上必ずしも正しい議論だとは思いません。

○藤野賢二君 法人税は時間がございませんで、武田先生に納税環境の整備につきましまして、申告納税制度が定着して正しい申告が行われることは、長い目で見て申告者にもいいことだと思っております。給与所得者との無用の摩擦感もななくす、その意味においては記帳義務の法制化ということも十分肯定できるものであると思っております。

○参考人(武田亨君) まず最初の機能していく素地があるかどうかという問題でございますが、今回の案ですと、記録の保存、記帳義務が要求されておりますのは三百万円以上、それ以外は記録の保存でございまして、そういった素地が、商売をしていく以上何らかの記録のないという方にはお目にかかったことがない。あとはそれを保存するかしないか、保存する意思があれば保存する、保存しななければ破って捨てるだろうということでございます。そうしますと、その記録の保存をさせるかどうかというのは、納税者にその気を起こさせるかどうかという点にかかると思っています。

○参考人(木下和夫君) ただいまの先生の御質問でございますが、私が国税庁当局から聞いております数字に基づいて若干御参考になるかもしれないことを申し上げますが、課税対象の増加現象というのは、ここ十年間で申告所得の納税者数は三〇%増し、還付申告者数は二・八倍と、法人数は一・五倍というふうになっております。これに対して国税当局の定員はどうかと申しますと、十年前の五千二百七十八人から五万二千八百十六人にふえただけでございます。この状況で課税対象の増加に対応するということは、この数字を見ましただけでも非常に難しくなっております。それがおわかりいただけるかと思っております。

そうしますと、ある意味で、なければ通るといことが仮に今まであったとすれば、これが是正されない限り保存する気はなくなるだろうということでございます。これが一つでございます。

その次に記帳でございます。記帳というのは、私どももよく税理士あるいは会計士として帳簿の指導に招かれますが、皆さんすぐ複式簿記は難しいとおっしゃる、すぐ複式簿記というのを記帳というとお考えになる。だが実際今度提案されておりますのは、先ほどの御意見にもありましたけれども、現在法人は原則として複式簿記が建前になっております。ところが、青色申告のごく簡易なる帳簿というのはいくらもござります。今回提案されました記帳を要求するのはそれをまたさらに簡易にしたものでござります。そうしますと、これは記録を持ち、それを若干整理する意思さえあればできるものと私は確信をしております。

問題は、そのする気を出すにはどうしたらいいのか。その意味で、施行されました当初の間は税務当局の指導ということが非常に物言うだろうと思っております。これは昔の話でございますが、青色申告というものが初めて日本の制度に導入されたときに、納税者も国税当局も、これはもう三十年近く昔でございますから、非常に厳格にお考えになって、一件でも漏れたら青色申告取り消すということをやられた時代がござります。

そういう態度で今度の記帳をおやりになればこれは定着しないだろう。しかしながら、最近の税務署の行っておられるいわゆる申告指導、記帳指導というのを拝見しても、極めて教育的なものでござります。そうすれば、その方向をもっと一工夫していただくことによつて何らの恐怖心なしに定着していくのではないかと、こういうふうにご考えておられます。くどく申し上げますが、その記録を残せば損だ、書いて損だというのをどうやって是正していくかという問題がポイントだと、こういうふうにご考えておられます。

○堀田啓典君 参考人の皆さんには大変有益なお話をいただきました。ありがとうございます。限られた時間でございまして、二、三の点についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、木下参考人にお尋ねいたしますが、さきの税調中期答申におきまして、納税者の増加に税務執行体制が追いついていないことが税制に対する不公平の因であると、こういうふうなことでございまして、私どももそういう点で執行面における税の公平を保つことは非常に大事じゃないかと思っております。そういう意味で大蔵当局も、機械化を進めるとか、人員も、わずかではあります。ふやすとか、大変な苦勞はしております。進歩でいいの、あるいは総体的にはちよつと悪くなっているんじゃないかという、そういう心配もするんですが、そのあたり率直な御意見を承りたいと思っております。実は今武田先生の方からもこれについてお話がありましたので、実際に税理士業務をやっている上で今の問題についての御感想はどうか、これを承りたいと思っております。

○参考人(木下和夫君) ただいまの先生の御質問でございますが、私が国税庁当局から聞いております数字に基づいて若干御参考になるかもしれないことを申し上げますが、課税対象の増加現象というのは、ここ十年間で申告所得の納税者数は三〇%増し、還付申告者数は二・八倍と、法人数は一・五倍というふうになっております。これに対して国税当局の定員はどうかと申しますと、十年前の五千二百七十八人から五万二千八百十六人にふえただけでございます。この状況で課税対象の増加に対応するということは、この数字を見ましただけでも非常に難しくなっております。それがおわかりいただけるかと思っております。

それからそのほか経済取引が非常に変化をしております。最近におきまして経済産業構造の変化は著しいものがあるが、取引が非常に広域化したというところ、それから国際化したというところ、これが著しい変化を示しております。税務調査も非常に困難の度を加えておるといってございまして、

これに対する対応というのがなかなかできにくいという状況があることを御認識いただきたいと思

います。それからその結果、いわゆる実調率というものが低下をいたしております。最近の数字を調べてみますと、申告所得税では、実調率が四・一%、法人税では一〇・九%というふうに非常に低い水準にとどまっております。したがって、第二次臨時行政調査会のいわば行政改革というものもございまして、税務執行を取り巻く環境がどのように変化いたしております場合に、適切な課税を行いますためには、やはりどうしてまた単に機械化だけで対応できない問題

がございまして、人員の増加等はこれは不可欠の要件だという感じを持っております。○参考人(武田亨君) 先ほど最初に意見の中で申し上げましたように、税務執行に関する人員の増加というものは極めて必要だと思っております。その細かい理由は、今木下参考人が申し上げられたのと同じ根拠に基づいておりますが、実際において、法人においては十年に一遍の調査、個人においては二十五年に一遍の調査というので、いかに良心税とはいいながら、人間には迷いが出るというのをどうやってチェックするんだらうかなというのを私常々考えておるわけでござい

ます。その意味で、先ほど申し上げました人員の不足、機械等の導入によっても対応することができない人員の不足を補う一番有力なものとして、私は資料の収集ということに重点を置いて考えております。その意味で冒頭に資料収集について、どこどとお願いを申し上げた次第でござい

ます。以上でございます。○塩出啓典君 続いて、これも木下参考人にお尋ねしますが、いわゆるグリーンカード制の実施の議論の段階で、総合課税になった場合には、我が国の税率のカーブが非常に厳しいからそれを緩和しなければならぬ、こういう議論があの当時あったと思うんであります。ところがグリーンカード制のような分離課税をそのままに放置して税

率だけカーブを変え、最高税率を下げ、最低税率を上げるということは、国民感情から見ても非常に理解のしづらい、非常に金持ち優遇減税ではないかという批判がある。私もっともだと思

うんですが、なぜこのような時期に税率のカーブを変えなければならぬ必然的な理由があったのかどうか、それはどうなんですか。○参考人(木下和夫君) 御指摘のように、利子配当課税のあり方に関する抜本的な改正が行われた後に税率構造を築くというものが物事の順序であるというふうなお説に対しては、私も一部同感をいたします。

【委員長退席、理事岩崎純三君着席】ただ、しかしながら、御承知のとおり、利子配当課税については、私どもは総合課税の立場に立ってグリーンカード制の採用を提案いたしました。私どもはあれが流れるというところは考えておりませんので、今度は別の、かわりの案を考えるとということでございます。考えるまで所得税の税率カーブの調整というのを待つべきであるという御意見かもしれないけれども、私どもは別途の観点から昨年の十一月の中期答申に申述べておりますように、昭和四十九年度以来税率構造の改正、手直しというのは全く放置されたままでございます。何らかの形の所得税減税を求める声は

またに満ち満ちております。そういう場合に国民の希望を受け入れて減税をするという場合にどういう方法が考えられるかというところ、一方におきましては税率構造を築くというところが一つ、第二の方法は課税最低限を大幅にアップするということが一つ、こういう大きな目玉を基礎にして所得税減税の中身を考えたわけでございますが、委員の中のある人は、税率構造の改正に重点を置くべきであるという御意見もございました。他方では、課税最低限の引き上げに重点を置くべきであるという議論がございまして、これは議論の俣りいたしました。何ともこの間の調整というの

は非常に難しい状況であったわけでございます。ただ、私どもは、過去長い間の税率構造の定着というものの背後に経済社会の状況が変化して

おいて、それは言いかえれば所得水準の平準化現象が非常に起こっております。これは御承知のとおり、我が国の所得分配の姿というのは、先進国中最も分配が均等化されておるとい

う資料がございまして、機関から発表されておりますが、実感としてそういう感じがするわけでござい

ます。そういふうちに所得水準の平準化の傾向等を考えますと、我が国で所得税を減税するとすれば、どうしても中堅所得階層の負担の緩和というものが重点を置く、そして税率構造を全体としてなだらかなもの

に持っていくということではなからうかというところに多数の意見が集約されました。そのために、高いところは少し税率を落とす、低いところはそれにつれて若干税率を上げるとい

うことになりましたけれども、それは一〇%を極めてわずかに上げることにとどめて、実際の税負担額は、これは今までより減るとい

う仕組みにしたわけでございます。先ほど御質問がございましたのでついでに申し上げて失礼でござい

ますが、適用される税率は、確かに例えば五百万円というところをとりま

すところと下がっております。しかし、あれは超過累進制のもとにおける限界税率でございまして、下の方がずっと下がっておりますから、限界税率は上がっておりますけれども、税額を計算していただ

きますと税額の総額は下がっております。これは人的控除が引き上げられ、そして累進課税の税率がある所得層については限界税率が上がって

おいても、適用される税率は下がっておりますこと

でございますから、ごく簡単に申しますと、すべ

ての所得層に減税の恩恵が及んでおるとい

う結果になっておると思

います。そのような形にいたしましたので、これは一部にはまだ依然として高額所得者優遇というふうな御議論があるかと思

います。私どもはまず今の経済の現実に対応させて、苦しい中を減税した

という点をおくみ取りいただければと思うわけ

でございます。○塩出啓典君 それからさきの税調の中期答申等におきましては、民間消費支出に対する間接税の割合は諸外国に比して低い、趨勢的に低下を

している。一方、経済がソフト化したしまして、サービス等がほとんど課税の対象になっていない。今後は課税ベースの広い税金ということになり

ます。私は一つはサービスというものも課税対象にすることを考えてよいんじゃないかと思

うんで、そういう点具体的にどうい

うサービスを検討したのか。もう一つは所得と資産、消費、こういう点の間を見

まして、我が国の税負担は非常に所得に偏っております。今後、資産というものを、かなり国民の資産もふえてくれば

そういう意味から、たしか税調は長期的な課題として特定の資産に偏らない資産課税について幅広い検討をしろ、こういうことを

言っておるわけでありまして、その真意はどのあたりにあるのか、簡単に結構です。○参考人(木下和夫君) サービス課税の問題です

が、時間をとらないようにできる限り簡略に申し上げます。サービス課税と申しますと、現行のサービス課税でお考え

いただく一番よくわかると思

ス化に伴って起こつておる、これは我々としても検討に値するという御意見があったということでございます。

それから資産ストックに対する課税ということでございますが、これはもう御指摘のとおり、所得ばかりでなく富の再分配ということを目標にする限り、所得課税の補充税としてこの種の税が一定の役割を果たすべきであるということは、私も十分認識いたしております。しかしながら、諸外国の例を見ましても、資産課税の税収に占める比重というものは極めて軽いものでございまして、我が国では例えば固定資産税が地方税にございしますが、これも一種の資産課税でございます。国税では相続税とか贈与税がそうでございますが、その他この資産課税をどう進めるかにつきましては、昨年の十一月の中期答申の中で、資産課税を充実させる観点から、今後の国民貯蓄の状況等を勘案して、長期的な課題として、特定の資産に偏らないものを含めて、資産課税について幅広い検討をいたしまして、ということをお述べしております。したがって、資産あるいは財産の把握というふうなことが前提になるわけでございまして、この把握がうまくいかない場合には極めて不公平な課税になります。したがって、どういふ形にしたら公平な資産課税ができるかという問題につきましましては、私どもの長期的な課題として十分検討していくつもりでございます。

○堀出啓典君 武田参考人にお尋ねしますが、いわゆるクロヨンという問題につきまして、渡辺大蔵大臣のときにはクロヨンはない、先般の本会議で竹下大蔵大臣は、クロヨンはあるけれどもいわゆるクロヨンほどの格差ではない、一部の悪い納税者にはこれはあるかもしれないけれど、そういうふうなお話だったんですが、武田参考人は税理士としてそういう実態もよく肌で感じておられるわけですが、クロヨンというものに対して率直にどのようにお感じになりますか。

○参考人(武田亨君) これは十年ぐら前に前になると思いますが、ある会合で当時の税調委員をして

おられますジャーマンの方から、武田さん、あなたは税理士だね、税理士はクロヨンの六をさらに切り下げるのが商売だね、あなた方が介在する限りクロヨン(九六四)がクロヨン(九四四)になると言われたことがございます。これが当時の税理士の職責に対する世間の認識であると同時に、サラリーマンの方は、クロヨンがあるというふうにもう先入観で思っておられるなということをしみじみ感じたわけでございます。

ただ、制度的に言いますと、例えば基礎控除の問題はございしますが、同じ所得を上げた場合に、事業所得者には地方税で事業税というものがかかります。給与所得者にはかからない。そうしますと、事業所得者の方は、あの事業税だけはおれたち余分な税金を負担しているんだということをおっしゃいます。さらに給与所得者の方は、退職金に対して一定の非課税限度がございします。中小企業の方は、おれたちもあれだけのものをございしてもサラリーマンと同じクラスになるんだとおっしゃいます。これは立場によって、他人のバラは赤いと申しますから、給与所得の方はクロヨンが実際はクロヨンじゃない、トイゴサンピン(五十三)だというふうにおっしゃるでしょうし、事業所得者の方は、それは少しは案をしていられるかもしれないが、絶対に言われるようなことはない、さらに給与所得者は制度的に保護されているではないかということをおっしゃいます。

私の結論として申し上げますのは、お互いにそういう不信の念を持つていことが所得税に対する信頼感を揺るがしているものでありまして、現実にはただだけクロヨンか、トイゴサンピンであるかどうかということ、だれもわからないんではないかと思ひます。ただもうそう思ひ込んで、所得税というものは給与所得者に対して重いんだ。

〔理事若崎純三君退席、委員長着席〕

事業所得者はうまくやっていると申すことが、現在の申告、現在の日本の所得税制の根幹を揺るがしている、こういうふうな考えるわけでは

ございます。その意味で今回の納税環境の整備というものを私が評価しているのはそういう意味でございます。

お答えになりましたかどうか、これで終わります。

○堀出啓典君 それでは、ちょっと時間が来たんでございしますが、樋口参考人一つだけ。

今回の納税環境の整備とかいふ問題は、一面ではそういう税の公平、しかも税務署の効率化という点からこれは必要であると、しかし、いろいろなきやう先生の御意見もありませんように、実行性の問題とかあるいは個人の権利の問題、そういう点からの一つの反対の意見もあるわけですが、私たちがはいずれもこれはよく聞かなきやいかぬと思ひます。そういう中で税の公平を保ち、まじめなそういう納税者の不公平を是正するために何か今政府の提案しているようなもの以外に何かお考えがあるかどうか、御意見等があれば承りたいと思ひます。

○参考人(樋口俊二君) 私どもは税制全般についての意見を持つておるわけではございません。したがって、税の公平を保つために見解がないかと言われましても、それにはちょっとお答えが難しいわけでございます。ただ、現実にはそういう目的のもとに提案されたという制度の中で、特に民事訴訟法の原則に例外を設けるといふようなことについては全く妥当ではない。それから記帳義務などというものについては、立法的に見てもこれは守らない人が大勢残るであろうし、ざる法になるだろう。こういうことは立法政策上問題ではないか。のみならず、そのことによって推計課税の強化というふうなことが行われ、そしてそれに対する権利の救済が難しくなるであろうということでございます。

○近藤忠孝君 共産党の近藤であります。私の持ち時間わずか七分ですので、樋口参考人に絞って質問したいと思います。

まず記帳義務についてですが、政府は記帳義務は申告納税制度に内在したものだから、これは規定するのには当然だと言ひんですね。それがいいのは立法上の欠陥だと見え、こういう意見もあるわけですが、ただ、一方では、この間衆議院で答弁を聞いていましたら、今回の改正案は、記帳義務としては、法律上義務の創設である。こういうわけでは、考えてみれば権利義務というのとはずべて法的でありまして、それ以外のものはあり得ないので、私は内在的なものという考え自身がおかしいんだと思ひますが、それについてのお考えがどうか。これが第一点です。

それからもう一つ、この法案の記帳義務は制裁がないからこれを決めても権利侵害にならないんだと、こういう意見があります。しかし私は、最終的な救済制度としての裁判において不利な取り扱いを受けるということが実質的な制裁措置として機能するんじゃないかと、こう思ひますが、弁護士としての立場からのお考えをお聞きしたいと思います。

第三点は、先ほど国税通則法百十六条についてお話がありましたが、結局縛られるのは納税者側であつて、課税庁側はフリーなんです。今までのと、裁判所が一応合理的だ。しかし主張を聞いただけで、反論も聞かずに合理的というにはよほどのことであつて、これは実質上余り機能しなかつたわけですね。しかし今度は、どんな不合理な主張でも、主張だけで後すぐ主張、反証が納税者側に来る。というところ、これを例えれば野球に例えますと、一回の表に課税庁側が攻撃して、一回の裏に納税者側が攻撃をして、後二回以降は納税者側が守備だけ。これでは絶対に勝てませんよね。私この規定を見て、もし裁判をやつたら勝てないんで、絶対弁護士としてはやらなかつた。こういうぐあいに観念させられちゃうわけですが、これも、こういう点について、まさに先ほど言われたとおり、これは訴訟の当事者主義の根幹にかかわる問題だと思ひます。

そこでお伺ひしたいのは、こういうことについて、これは片方の当事者である弁護士の集まりである日弁連に当然意見の聴取があつてしかるべき





入歳出決定計算書を添付しなければならない。  
(借入金)  
第十一条 この会計において、経費を支弁するた  
め必要があるときは、この会計の負担におい  
て、借入金を行うことができる。

2 前項の規定による借入金の限度額について  
は、予算をもつて、国会の議決を経なければな  
らない。  
(一時借入金等)  
第十二条 この会計において、支払上現金に不足  
があるときは、この会計の負担において、一時  
借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用  
することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金の限  
度額については、予算をもつて、国会の議決を  
経なければならない。  
3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金  
は、当該年度の歳入をもつて償還しなければな  
らない。ただし、歳入不足のため償還すること  
ができないときは、その償還することができな  
い金額を限り、一時借入金の借換えをすること  
ができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた一時借  
入金は、その借換えをしたときから一年内に償  
還しなければならない。  
(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事  
務)  
第十三条 第十一条の規定による借入金及び前条  
の規定による一時借入金の借入れ及び償還に関  
する事務は、大蔵大臣が行う。  
(国債整理基金特別会計への繰入れ)  
第十四条 第十一条の規定による借入金の  
償還金及び利子、第十二条の規定による  
一時借入金の利子並びに同条第三項ただし書の  
規定により借り換えた一時借入金の償還金及び  
利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債  
整理基金特別会計に繰り入れなければならない。  
(余裕金の預託)

第十五条 この会計において、支払上現金に余裕  
があるときは、これを資金運用部に預託するこ  
とができる。  
(実施規定)  
第十六条 この法律の実施のための手続その他そ  
の執行について必要な事項は、政令で定める。  
附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から  
施行する。  
(権利義務の帰属等に関する経過措置)  
第二条 この法律の施行の際一般会計に所属する  
権利義務で工業所有権に関する事務に係るもの  
は、政令で定めるところにより、この会計に帰  
属するものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と  
一般会計との間において無償として整理するこ  
とができる。  
一 前項の規定によりこの会計に帰属すること  
となつた国有財産でこの会計において使用する  
必要がなくなつたものについて、政令で定め  
るところにより、一般会計に所管換又は所  
属替をする場合  
二 一般会計に所属する国有財産のうち、この  
会計の事務の用に供するため必要があるもの  
について、政令で定めるところにより、この  
会計に所管換又は所属替をする場合  
三 この会計の事務のために使用する必要がある  
場合において、一般会計に所属する国有財  
産を、政令で定めるところにより、この会計  
において使用させるとき。

(特許法の一部改正)  
第三条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一  
号)の一部を次のように改正する。  
第七七条に次の一項を加える。  
3 第一項の特許料の納付は、通商産業省令で  
定めるところにより、特許印紙をもつてしな  
ければならない。  
第二百二条第四項を同条第五項とし、同条第

三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同  
条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加  
える。  
3 前項の割増特許料の納付は、通商産業省令  
で定めるところにより、特許印紙をもつてし  
なければならぬ。  
第六九十五条中第五項を第六項とし、第四項  
を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。  
4 第一項又は第二項の手数料の納付は、通商  
産業省令で定めるところにより、特許印紙を  
もつてしなければならない。  
(実用新案法の一部改正)  
第四条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十  
三号)の一部を次のように改正する。  
第三十一条に次の一項を加える。  
3 第一項の登録料の納付は、通商産業省令で  
定めるところにより、特許印紙をもつてしな  
ければならない。  
第三十三条第四項を同条第五項とし、同条第  
三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同  
条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加  
える。  
3 前項の割増登録料の納付は、通商産業省令  
で定めるところにより、特許印紙をもつてし  
なければならぬ。  
第五十四条中第五項を第六項とし、第四項を  
第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次  
に次の一項を加える。  
3 第一項の手数料の納付は、通商産業省令で  
定めるところにより、特許印紙をもつてしな  
ければならない。  
(意匠法の一部改正)  
第五条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五  
号)の一部を次のように改正する。  
第四十二条に次の一項を加える。  
4 第一項又は第二項の登録料の納付は、通商  
産業省令で定めるところにより、特許印紙を  
もつてしなければならない。  
第四十四条第三項中「前項」を「第二項」に

改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次  
に次の一項を加える。  
3 前項の割増登録料の納付は、通商産業省令  
で定めるところにより、特許印紙をもつてし  
なければならぬ。  
第六十七條中第四項を第五項とし、第三項を  
第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。  
3 第一項の手数料の納付は、通商産業省令で  
定めるところにより、特許印紙をもつてしな  
ければならない。  
(商標法の一部改正)  
第六条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七  
号)の一部を次のように改正する。  
第四十条に次の一項を加える。  
4 第一項又は第二項の登録料の納付は、通商  
産業省令で定めるところにより、特許印紙を  
もつてしなければならない。  
第七十六条中第四項を第五項とし、第三項を  
第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。  
3 第一項の手数料の納付は、通商産業省令で  
定めるところにより、特許印紙をもつてしな  
ければならない。  
(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法  
律の一部改正)  
第七条 特許協力条約に基づく国際出願等に関す  
る法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を  
次のように改正する。  
第十八条第三項中「第五項」を「第六項」に  
改める。  
(特許印紙による納付の開始に伴う経過措置)  
第八条 附則第三条から前条までの規定による改  
正後の特許法、実用新案法、意匠法、商標法又  
は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法  
律の規定にかかわらず、この法律の施行の日  
から二週間以内の特許料、割増特許料、手数  
料、登録料又は割増登録料を納付するときは、  
収入印紙又は特許印紙をもつてすることができ  
る。  
(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の

一部改正)

第九条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

七 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七十七条第一項の規定により特許料を、同法第九十二条第二項の規定により割増特許料を、同法第九十五条第一項若しくは第二項の規定により手数料を、実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)第三十一条第一項の規定により登録料を、同法第三十三条第二項の規定により割増登録料を、同法第五十四条第一項の規定により手数料を、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第四十二条第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第四十四条第六十七条第一項の規定により手数料を、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第四十条第一項若しくは第二項の規定により登録料を、同法第七十六条第一項の規定により手数料を、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項の規定により手数料を又はその他工業所有権に関する事務に係る手数料を納付するとき。

第二条第二項中「及び自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙」を、「自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙並びに特許法、実用新案法、意匠法及び商標法に規定する特許印紙」に改める。

第三条第一項に次の一号を加える。

八 特許印紙 郵便局のうち郵政大臣が通商産業大臣に協議して指定するもの又は郵便切手類売りさばき所若しくは印紙売りさばき所

第三条第二項中「及び第七号」を、「第七号

及び第八号」に改める。

(郵便切手類売りさばき所及び印紙売りさばき所に関する法律の一部改正)

第十条 郵便切手類売りさばき所及び印紙売りさばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び自動車重量税印紙」を、「自動車重量税印紙及び特許印紙」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第十一条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「国税収納金整理資金」の下に「特許印紙に係るものは特許特別会計」を加える。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正)

第十二条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「機械類信用保険特別会計」の下に「特許特別会計」を加える。

調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案

調和ある対外経済関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一項を加える。

8 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる六億六千二百四十万ドルの範囲内において、出資することができる。

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

8 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、五千三百三十五億九千八百五十七万円の範囲内において、出資することができる。

(アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第三条 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和四十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項を次のように改める。

4 前三項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、予算で定める金額の範囲内において、本邦通貨により、出資し、又は協定第十九条第一項(前)に規定する特別基金に充てるため拠出することができる。

(証券取引法の一部改正)

第四条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「当該事業年度経過後三箇月以内」の下に「(当該会社が外国会社である場合には、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める期間内)」を加える。

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正)

第五条 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第七号までに掲げる資

本取引」の下に「(同項第七号に掲げる資本取引にあつては、非居住者による本邦にある土地又はこれに関する権利の取得のうち大蔵大臣が定めるものに限り)」を加える。

第二十六条第二項第三号中「法人その他の団体で当該取得をしたものと株式の所有関係その他これに準ずる特別の関係を」と改める。

附則第二条から第五条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

(日本輸出入銀行法の一部改正)

第六条 日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四号中「若しくは本邦人」を、「本邦人若しくは外国法人」に改め、同条第十一号中「第三号」の下に「第四号」を、「受けることができる者」の下に「(第四号の規定により資金の貸付けを受けることができる者)に改め、外国法人に限る。」を加える。

第四十条中「よるのほか」を「よるほか」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、日本輸出入銀行は、第十八条に規定する業務の遂行上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、第三十九条の規定による外貨資金の借入れ又は第三十九条の二の規定による外貨債券の発行により調達した資金に係る業務上の余裕金を、次の方法により、運用することができる。

一 外国通貨をもつて表示される預金

二 外国通貨をもつて表示される譲渡性預金

証書の保有

三 外国政府又は大蔵大臣が指定する外国法人の発行する有価証券で外国通貨をもつて表示されるものの保有

(外貨公債の発行に関する法律の一部改正)  
第七条 外貨公債の発行に関する法律(昭和三十  
八年法律第六十三号)の一部を次のように改正  
する。

第三条の次に次の一条を加える。

(準用)

第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、財  
政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条  
第一項ただし書の規定により発行する外貨債  
及び国債整理基金特別会計法(明治三十九年  
法律第六号)第五条の規定により外貨債の整  
理又は償還のため発行する外貨債について準  
用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は公布の日から施行する。ただ  
し、第四条及び第五条の規定は、同日から起算  
して三月を超えない範囲内において政令で定め  
る日から施行する。

(証券取引法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行の日前に終了した事  
業年度に係る同条の規定による改正前の証券取  
引法第二十四条第一項の規定による有価証券報  
告書の提出については、なお従前の例による。

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正に伴  
う経過措置)

第三条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定  
による改正前の外国為替及び外国貿易管理法附  
則第三条第一項の規定によりされている届出に  
係る株式等の取得については、なお従前の例に  
よる。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為及び前二条  
の規定によりなお従前の例によることとされる  
行為に係るこの法律の施行後にした行為に対す  
る罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。